

平成30年度
包括外部監査の結果に関する報告書

子ども・子育て支援に係る事業の管理に関する
財務事務の執行について

平成31年3月

横浜市包括外部監査人

種 村 隆

目次

第1章 包括外部監査の概要	5
I 外部監査の種類	5
II 選定した特定の事件	5
1 監査する事件（監査テーマ）	5
2 監査する事件（監査テーマ）の選定理由	5
3 外部監査対象年度	6
4 監査対象部署	6
III 外部監査実施期間	6
IV 包括外部監査人	6
V 外部監査人補助者	6
VI 利害関係	6
第2章 包括外部監査の総括	8
I 外部監査の方法	8
1 監査の視点	8
2 主な監査手続	8
II 監査結果の概要	9
1 指摘及び意見の記載方法について	9
2 指摘及び意見の一覧	9
第3章 監査対象の概要	11
1 横浜市子ども青少年局の組織・事業概要	11
2 横浜市子ども青少年局の予算規模	13
3 横浜市子ども青少年局の運営方針	15
第4章 包括外部監査の結果	27
はじめに	27
I 保育・教育運営課	29
1 市立保育所運営費	29
2 横浜保育室助成事業	31
3 施設型給付費、保育・教育施設向上支援費、延長保育事業	33

4	保育料納付促進事業	37
II	保育対策課.....	39
1	保育士宿舍借り上げ支援事業について.....	39
III	子育て支援課.....	40
1	私立幼稚園等預かり保育補助事業について.....	40
2	私立幼稚園等補助事業について	42
IV	こども施設整備課.....	46
1	保育所等整備事業について	46
2	各種補助金事業について.....	48
V	児童相談所.....	49
1	児童相談所について	49
2	一時保護事業について	52
VI	こども家庭課.....	55
1	児童養護施設について	55
2	里親について.....	56
3	保護者に対する施策について.....	58
4	横浜型児童家庭支援センター運営費補助・子育て短期支援事業について.....	60
5	民間児童福祉施設耐震対策事業について	62
6	母子父子寡婦福祉資金貸付事業について	66
7	児童扶養手当について	67
VII	障害児福祉保健課.....	71
1	障害児施設措置費事業及び法外扶助費について.....	71
VIII	青少年育成課.....	73
1	青少年3施設運営事業について	73
IX	放課後児童育成課.....	76
1	放課後キッズクラブ事業について.....	76
2	はまっ子ふれあいスクール事業について	78
3	放課後児童クラブ事業について	80
X	監査課.....	83

1 指導監査について.....	83
-----------------	----

第1章 包括外部監査の概要

I 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

II 選定した特定の事件

1 監査する事件（監査テーマ）

子ども・子育て支援に係る事業の管理に関する財務事務の執行について

2 監査する事件（監査テーマ）の選定理由

市では既に進行している生産年齢人口の減少や平成 31 年をピークとする人口減少（平成 27 年国勢調査ベースの将来人口推計）に加え、平成 28 年には死亡数が出生数を上回り、戦後初めて自然減に転じた。一方、近年の女性の社会進出や就労意欲の高まりに伴う保育所への入所申込数増加や、種々の要因による児童虐待相談件数の急増等、子ども・子育て環境には対応すべき課題が生じている。

市は首都圏に勤務する人々が居住先を選択する際に首都圏近郊の各都市と競合する関係にあり、若い勤労者世帯の子育て環境が切実な課題となっている現在、子ども・子育て環境支援の施策を充実させることにより、より競争力のある魅力的な都市となる。市税収入総額に占める個人市民税の割合が 42%（平成 29 年度予算）とほかの五大都市（大阪市：23%、名古屋市：32% 等）と比較しても高い水準にあるため、総合的な子ども・子育て環境の充実、人口の維持、税収と財務健全性の確保といった将来の課題への有効に対する重要な対応策となり、さらには「横浜市基本構想（長期ビジョン）」の実現の基礎となると考えられる。

この状況の中、子育て世代の流入や出生率の向上にもつながる子ども・子育て支援に係る取組等の誰もが自分らしく活躍できる社会を実現するための取組がより一層重要となっていることから、市では平成 27 年 3 月に「横浜市子ども・子育て支援事業計画～子ども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン」を策定・公表した。同計画に基づき、産まれる前から青少年期までのすべての子ども・青少年に対して、切れ目のない総合的な事業・施策を確実に実施するため、待機児童に向けた取組、児童虐待防止への取組、子どもの貧困対策、すべての子育て家庭への支援、放課後

児童支援策や困難を抱える若者支援策等、多岐に渡る事業が実施されている。

これらの施策の重要性を考慮し、その実施状況は包括外部監査人監査のテーマとして適切であると判断した。

3 外部監査対象年度

原則として平成 29 年度。必要に応じて平成 28 年度及び平成 30 年度についても監査対象とする。

4 監査対象部署

こども青少年局

III 外部監査実施期間

平成 30 年 7 月 9 日から平成 31 年 3 月 1 日まで

IV 包括外部監査人

公認会計士 種村 隆

V 外部監査人補助者

公認会計士 奥谷 績

公認会計士 川越 靖彦

公認会計士 馬場 正威

公認会計士 大坪 秀憲

公認会計士 五十嵐郁貴

その他 本宮 佳幸

その他 篠塚 裕太

VI 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

(注) 金額は単位未満の切捨てを、%は小数点以下の切捨てを原則としているが、ほかの出典から引用した数値はそれにしたがっている。なお、報告書中の金額は、端数処理の関係で総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。

第2章 包括外部監査の総括

I 外部監査の方法

1 監査の視点

監査の視点は以下のとおりである。

(1) 子ども・子育て支援に係る事業の管理に関する財務事務が、関係法規等に則り、適正に行われているか。

(2) 子ども・子育て支援に係る事業の管理に関する財務事務が、時代の要請を反映した経済性、効率性及び有効性を十分に追求して適正に行われているか。

2 主な監査手続

主な監査手続は以下のとおりである。

(1) 概要の把握

子ども・子育て支援に係る事業を担っている、横浜市子ども青少年局の組織、人員、財務等について概要を把握するため、子ども・子育て支援に係る事業の状況及び課題等について、担当者への質問及び関連する文書等の査閲を行った。

(2) 監査対象とした横浜市子ども青少年局の各部署等の担当者への質問及び文書等の査閲

横浜市子ども青少年局の財務に関する事務手続について、各所管部署等の担当者への質問及び関連する帳簿、証拠資料及び関連文書等の査閲を行った。

なお、以下の各課に対して監査を実施した。

保育・教育運営課	保育対策課
子育て支援課	こども施設整備課
児童相談所	こども家庭課
障害児福祉保健課	青少年育成課
放課後児童育成課	監査課

II 監査結果の概要

1 指摘及び意見の記載方法について

指摘及び意見の記載方法は、関連する事実の後に、「指摘」又は「意見」として記載している。指摘とは、市において措置が必要であると認められる事項であり、主に合規性に関する事項（法令、条例、規則、規定又は要綱等に抵触する事項）であるが、経済性、効率性及び有効性に関する事項についても、著しく重要性が高いと判断するものも含まれる。また、意見とは、指摘には該当しないが、経済性、効率性及び有効性の観点から事務の執行の合理化のために包括外部監査人として改善を要望する事項であり、市がこの意見を受けて何らかの対応を図ることを期待するものである。

2 指摘及び意見の一覧

監査の結果、発見された指摘及び意見の一覧は、以下のとおりである。なお、指摘は7件、意見は26件である。

<指摘及び意見一覧>

担当課	内容		頁
保育・教育運営課	指摘1	市立保育所職員の休憩時間について	30
	意見1	市立保育所職員の休憩時間について	30
	意見2	横浜保育室の認可移行について	32
	意見3	育児休業期間の延長制度への対応について	35
保育対策課	意見4	借り上げ支援事業の補助対象施設	39
子育て支援課	指摘2	補助金の重複支給	41
	指摘3	補助金の使途の変更について	43
	意見5	補助金交付申請書の添付書類について	45
こども施設整備課	指摘4	補助対象事業に係る領収書等の提出について	47
	意見6	補助対象事業に係る領収書等の提出について	47
	意見7	補助金交付申請書の添付書類について	48
児童相談所	意見8	児童福祉司について	51

担当課	内容		頁
	意見 9	アルバイトの予算について	52
	意見 10	一時保護期間の短縮	54
こども家庭課	意見 11	児童養護施設の定員	55
	意見 12	児童福祉費負担金の収入未済について	56
	意見 13	里親の増加	58
	意見 14	虐待の予防と早期対処について	59
	意見 15	横浜型児童家庭支援センターの存在の周知について	61
	意見 16	横浜型児童家庭支援センターへの相談方法の周知について	62
	指摘 5	補助対象事業の事業実績報告書について	65
	意見 17	補助対象事業の事業実績報告書について	65
	意見 18	母子父子寡婦福祉資金貸付事業に係る滞納管理について	66
	意見 19	母子父子寡婦福祉資金貸付事業に係る情報管理について	67
	指摘 6	児童扶養手当返納金の滞納催告	69
	意見 20	財務会計システム上での債権管理について	69
	意見 21	児童扶養手当返納金の発生防止について	69
障害児福祉保健課	意見 22	補助金請求書及び精算書の提出について	72
青少年育成課	意見 23	市と指定管理者との意見交換の記録について	75
放課後児童育成課	意見 24	放課後キッズクラブ事業で使用する標準的な備品について	77
	意見 25	はまっ子ふれあいスクール事業で使用する標準的な備品について	79
	指摘 7	補助対象経費の確認について	82
監査課	意見 26	指導監査について	84

第3章 監査対象の概要

1 横浜市こども青少年局の組織・事業概要

監査対象である横浜市こども青少年局は、産まれる前から青少年期までのすべての子ども・青少年に対して、切れ目のない総合的な施策・事業を実施している。

主な所管業務は、子育て支援、保育所等整備・運営支援、青少年育成、放課後児童健全育成、児童虐待対応、母子保健、児童手当、障害児福祉保健等であり、約600名の職員が4つの部（総務部、青少年部、子育て支援部、こども福祉保健部）に分かれて業務にあたっている。

平成30年4月現在の組織・事業概要は下表のとおりである。

部(カッコ内は部長以下の人数)	課	課長以下の人数	主な所管業務
総務部(51)	総務課	22	・局内の事務事業の連絡調整 等
	企画調整課	6	・こども青少年施策に係る総合的な企画、調整及び調査研究並びに局内の事務事業の調整 等
	監査課	21	・児童福祉施設等の監査 等
青少年部(40)	青少年育成課	9	・青少年育成施策の企画及び調整 ・青少年施設及び横浜市青少年野外活動センターの運営管理 等
	青少年相談センター	11	・青少年に関する総合相談 ・青少年の自立及び社会参加の支援 等
	放課後児童育成課	19	・放課後児童育成施策に係る企画及び調整 ・放課後キッズクラブ事業 ・はまっ子ふれあいスクール事業 ・放課後児童健全育成事業 等
子育て支援部(114)	子育て支援課	15	・子育て支援に係る企画及び調整 ・地域における子育て支援の推進 ・幼児教育に係る助成、支援及び振興 等
	保育・教育運営課	54	・保育所等の運営管理の総合調整 ・市立の保育所の調整 ・子ども・子育て支援法に基づく給付費の支弁及び委託費の支払 ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の保育・教育に要した費用の利用者負担 等
	保育・教育人材課	13	・保育・教育に従事する人材の育成に係る総合的な企画、調整及び推進 ・保育所、認定こども園、幼稚園及び小学校（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及びこれらに準ずるものを含む）の連携の推進 等
	保育対策課	11	・待機児童対策に係る総合的な企画、調整及び推進
	こども施設整備課	19	・保育所等の整備及び助成 ・保育所の設置の認可並びに当該施設の休止及び廃止の承認 ・認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く）の認定 等
こども福祉保健部(408)	こども家庭課	54	・市立の児童福祉施設（保育所、幼保連携型認定こども園及び心身障害児に関する施設を除く）等の

部(カッコ内は部長以下の人数)	課	課長以下の人数	主な所管業務
			企画及び設置 ・母子福祉及び父子福祉並びに寡婦福祉に係る社会福祉事業 ・児童虐待防止に係る事務の企画及び総合調整 ・児童相談所との連絡調整 ・子ども手当、児童手当、特別児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当 ・児童福祉施設の改善命令、事業停止命令、認可の取消しその他の指導及び監督 ・児童福祉施設及び里親への措置及び措置費並びに助産等の実施及び助産等の実施費用並びに法外扶助 ・里親の認定及び登録 ・私立の児童福祉施設の建設に対する助成 ・不妊相談及び不妊治療費助成等
	障害児福祉保健課	15	・障害児の福祉保健の推進 ・知的障害者福祉法及び身体障害者福祉法による障害児に係る援護及び更生 ・児童福祉法による障害児に係る援護及び更生 ・市立の障害児福祉施設の企画及び設置並びに運営管理 ・障害児福祉施設への措置、措置費及び法外扶助等
	児童自立支援施設 向陽学園	22	・不良行為をなし、またはなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童の入所又は通所による指導及び自立支援
	児童自立支援施設 三春学園	28	・保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童（乳児を除く）の入所、養護及び自立支援
	中央児童相談所	99	・西部児童相談所、南部児童相談所及び北部児童相談所との連絡調整 ・児童の一時保護
	虐待対応・地域連携課		・児童虐待対応に係る事務事業の総合調整 ・相談所の人材育成 ・児童虐待対応に係る福祉保健センター、児童福祉施設その他関係機関との連携
	支援課		・児童の相談の受付及び措置 ・児童虐待への初期対応 ・児童及び家庭についての相談、調査、指導等 ・里親（こども家庭課の主管に属するものを除く） ・養子縁組のあっせん及びこれに係る調査並びに養子縁組の許可 ・施設入所後の指導 ・児童虐待を受けた児童とその親への継続的な支援等
	西部児童相談所	59	・児童の相談の受付及び措置 ・福祉保健センター、児童福祉施設その他関係機関との連絡調整 ・児童虐待への初期対応

部(カッコ内は部長以下の人数)	課	課長以下の人数	主な所管業務
	南部児童相談所	70	<ul style="list-style-type: none"> ・児童及び家庭についての相談、調査、指導等 ・里親（こども家庭課の主管に属するものを除く） ・養子縁組のあっせん及びこれに係る調査並びに養子縁組の許可
	北部児童相談所	59	<ul style="list-style-type: none"> ・施設入所後の指導 ・児童虐待を受けた児童とその親への継続的な支援 ・児童の一時保護 等

2 横浜市こども青少年局の予算規模

平成29年度における横浜市こども青少年局の予算規模は、一般会計で270,921百万円、特別会計で523百万円、合計271,444百万円である。詳細は下表のとおりである。

平成29年度 こども青少年局予算総括表（単位：千円）

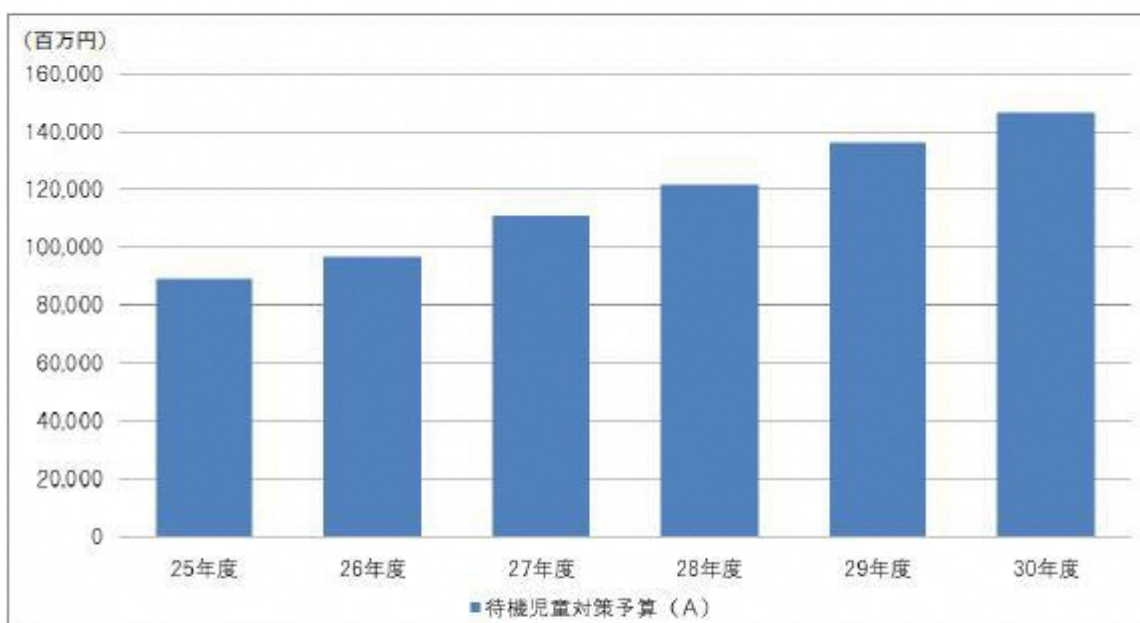
(一般会計)					
項目	28年度	29年度	差引	前年度比 (%)	備考
こども青少年費	253,775,112	270,298,230	16,523,118	6.5	
青少年費	21,131,180	21,544,237	413,057	2.0	こども青少年総務費、青少年育成費
子育て支援費	137,871,049	152,037,653	14,166,604	10.3	地域子育て支援費、保育・教育施設運営費、幼児教育費、放課後児童育成費、保育所等整備費
こども福祉保健費	94,772,883	96,716,340	1,943,457	2.1	児童措置費、こども家庭福祉費、親子保健費、こども手当費、児童福祉施設運営費、児童相談所費、児童福祉施設整備費
諸支出金	629,382	623,235	△6,147	△1.0	
特別会計繰出金	629,382	623,235	△6,147	△1.0	母子父子寡婦福祉資金、水道事業、自動車事業及び高速鉄道事業会計繰出金
一般会計計	254,404,494	270,921,465	16,516,971	6.5	
(特別会計)					
母子父子寡婦福祉資金会計	1,046,994	523,320	△523,674	△50.0	母子父子寡婦福祉資金貸付金、事務費、公債費、一般会計繰出金
特別会計計	1,046,994	523,320	△523,674		

※この冊子の中の数値は、各項目ごとに四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

平成 25 年度から 30 年度の待機児童対策予算の変遷は次のとおりである。

平成 25 年度から 30 年度の待機児童対策予算の変遷

・ 5 年間で、一般会計予算に占める待機児童対策予算（保育所等運営費を含む）は、6. 4 パーセントから 8. 5 パーセントへ、2. 1 ポイント拡大。



(単位：百万円)

年度 (当初予算額)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
待機児童対策予算 (A)	88,845	96,466	110,659	121,544	136,166	146,229
うち保育所等運営費予算	76,305	80,201	96,383	107,953	122,633	133,525
横浜市一般会計予算 (B)	1,398,557	1,418,208	1,495,465	1,514,316	1,645,892	1,730,007
(A) / (B)	6.4%	6.8%	7.4%	8.0%	8.3%	8.5%

※25 年度予算 (B) は、土地開発公社負担金を除いたもので、25 年 2 月補正予算分は含めていません。

※27 年度以降、予算 (A) は、保育所・認定こども園のほか、地域型保育（家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業・居宅訪問型保育事業）の経費を含めています。

3 横浜市こども青少年局の運営方針

監査対象である横浜市こども青少年局の平成 29 年度運営方針は、以下のとおりである。

I 基本目標

未来を創る子ども・青少年の一人ひとりが、自分の良さや可能性を發揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくり出していく力を育むことができるまち「よこはま」の実現

II 目標達成に向けた施策

子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づく「横浜市子ども・子育て支援事業計画～子ども、みんなが主役！よこはま わくわくプラン～」(平成 27～31 年度)に沿って、幅広く子ども・青少年のための施策を推進し、「横浜市中期 4 か年計画」に掲げた目標の達成に向けて取り組めます。

< 29 年度に重点的に取り組む施策 >

産まれる前から青少年期までのすべての子ども・青少年に対して、切れ目のない総合的な施策・事業を確実に実施するとともに、個別の支援にも重点を置いた取組を進めます。

1 保育所等待機児童解消の継続

保育所等への利用申請者数が年々増え続ける中、区局が連携し、認可保育所や幼稚園等の既存資源を一層活用するとともに、保育ニーズが高いエリアを重点に必要な施設・事業の整備を進めるなど、地域の状況に応じた対策を講じます。また、引き続き、保育・教育コンシェルジュがお一人おひとりのニーズを伺い、その方に合った保育サービスを丁寧にご案内していきます。さらに、潜在保育士や養成校卒業予定者等、一人でも多くの保育士の方に市内保育施設に従事していただけるよう、これまでの保育士確保の取組を継続、充実していきます。

<29 年度の主な事業・取組>

- 保育所等の整備【拡充】
- 保育・教育コンシェルジュの設置【拡充】
- 保育士・幼稚園教諭・保育教諭等の確保【拡充】

2 子ども・子育て支援新制度におけるすべての子育て家庭への支援

子どもの豊かな育ちを保障するため、乳幼児期の保育・教育に携わる職員が専門性を高められるよう、研修・研究の機会の充実を図り、保育・教育の質の維持・向上を図ります。また、保護者の子育てに対する負担感や不安感を軽減するため、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業等、在宅の子育て家庭を含めたすべての子育て家庭への支援を充実することにより、総合的な施策を推進します。

<29 年度の主な事業・取組>

- 保育・教育施設等の職員向けの研修実施及び園内研修・研究の取組支援【拡充】
- 親と子のつどいの広場等の拡充による地域における親子の居場所づくり【拡充】
- 地域子育て支援拠点サテライトにおける横浜子育てパートナー事業の実施【拡充】

3 放課後児童支援策の充実

すべての子どもたちに豊かな放課後を過ごせる場所と機会を提供するため、全小学校で「はまっ子ふれあいスクール」から「放課後キッズクラブ」への転換を進めます。また、「放課後児童クラブ」に対する支援を推進し、増加する留守家庭の子どもたちの 19 時までの居場所を充実します。

<29 年度の主な事業・取組>

- 放課後キッズクラブ整備事業
- 放課後児童クラブの分割・移転支援

4 児童虐待防止への取組の充実

「横浜市子供を虐待から守る条例」の趣旨を踏まえ、児童虐待の発生予防から、重篤化防止・再発防止に至るまでの対応及び支援体制等の充実と、社会的養護の推進を図るとともに、児童福祉法等の改正を踏まえた取組を充実するなど、児童虐待対策を総合的に進めていきます。29 年度は未然防止に向け、妊娠期から産後の切れ目のない支援として、子育て世代包括支援センターによる支援を充実していきます。

<29 年度の主な事業・取組>

- 母子保健コーディネーター（仮称）のモデル配置（3 区）並びに産婦健康診査、産後母子ケアの実施（全区）【新規】
- 区の要保護児童対策地域協議会の調整機能を担う職員や児童相談所

の職員の人材育成の強化【拡充】

○横浜型児童家庭支援センターの設置拡充（新規 3 か所）【拡充】

5 困難を抱える若者支援策の充実

相談支援や居場所の提供、生活訓練や社会・就労体験、就労訓練プログラムの提供等、若者の状況に応じた段階的支援に取り組むとともに、新たに、区役所において定期的な専門相談を実施し、より多くの方を適切な支援につなげる取組を強化して、困難を抱える若者の自立支援を推進します。

<29 年度の主な事業・取組>

○青少年相談センター事業

○地域ユースプラザ事業【拡充】（区役所におけるひきこもり等の困難を抱える若者の専門相談）

○若者サポートステーション事業

6 子どもの貧困対策の推進

横浜の将来を担う子どもの育ちや成長を守り、貧困が連鎖することを防ぐため、「横浜市子どもの貧困対策に関する計画」に基づき、生活困窮状態やひとり親家庭等困難を抱える子どもの生活支援・学習支援や、ひとり親家庭の生活の安定と自立に向けた総合的な支援を充実します。また、「子ども食堂」を始め、地域における子どもの居場所づくり等を支援し、困難を抱える子ども・若者・家庭を支援につなぐ仕組みづくりを進めます。

<29 年度の主な事業・取組>

○子ども食堂等の創設・継続支援【新規】（地域における子どもの居場所づくりサポートモデル事業）

○寄り添い型生活支援事業【拡充】

○次期ひとり親家庭自立支援計画の策定【第4期計画：30～34 年度】

Ⅲ 目標達成に向けた組織運営

職員一人ひとりが最大限に力を発揮し、こども青少年局一丸となって目標達成に向けて取り組むにあたり、次の3つに重点をおいた組織運営を行います。

1 市民満足（CS）と職員満足（ES）の向上

子ども・青少年の視点に立った支援や現場発意の施策展開を図るとともに、職員が「働くよろこび」と「成長」を実感できる職場環境づくりを進めます。

- 子ども・若者の視点に立った支援を行います。また、市民や事業者に寄り添ったわかりやすく丁寧な対応を心がけます。子どもや青少年を取り巻く社会情勢の変化にアンテナを張り、現場発意の施策立案・改善を推進します。
- 責任職は、職員一人ひとりの業務内容を理解し、関心を持って声掛けや指導を行うとともに、職員間の業務量の適正化等を図ります。
- 業務の状況を相互に報告し、職員同士が「認め合う・支え合う」職場づくりを進め、責任職は日々の取組に対する「感謝」の意を職員に伝えます。
- 繁忙期の協力体制の確保を始め、会議・打ち合わせにおける論点の明確化や時間管理の徹底等、業務効率化の具体的取組を進めます。

2 人材育成・チーム力の強化

職員の力を最大限に発揮できるよう、人材育成に取り組むとともにコミュニケーションの活性化を図り、組織の枠を超えたチーム力を高めます。

- 職員自らがよく考え、日々の仕事を進められるよう責任職は支援します。庁内外の研修参加等と合わせ、組織全体で職員の人材育成に取り組みます。
- 職員間のつながり・相互の情報共有を一層充実し、課を超えた業務連携や連続性を意識した施策検討・実施、改革推進委員会等により「チームこども」の機運を醸成します。
- 待機児童対策や児童虐待防止、子どもの貧困対策等、全庁的な取組が必要な施策については、区や関係局との連携を強化し「チーム横浜」として取り組みます。

3 協働と共創の推進

未来を担う子ども・青少年の健やかな育ちを社会全体で支えるため、多様な市民等との協働・共創による取組を推進します。

- 保育所、幼稚園や学校、民生委員・児童委員、NPO法人、医療機関、

- 市民、企業等、様々な主体との連携・協働、共創を図ります。
- 特に生まれる前から乳幼児期の子育て支援や様々な課題を抱えた子ども・青少年の支援では、子どもたちの周りに多くの関わり合いを見つけ、それぞれをつなぎ、共に育てていく関係を着実に広げます。
 - 物品の調達や委託業務の発注にあたり、市内中小企業への優先発注に取り組めます。

- 横浜市の子どもの貧困対策 -

1 子どもの貧困対策に関する取組

27年度末に策定した「横浜市子どもの貧困対策に関する計画（28～32年度）」に基づき、子どもの育ちや成長を守り、貧困の連鎖を防ぐため、教育、福祉、子育て支援等の総合的な取組を進めます。

①子どもの貧困対策の基盤

—子どもの豊かな成長を支える教育、保育の推進—

- ★乳幼児期の教育・保育の保障（多子世帯・ひとり親世帯等の負担軽減の拡充）
- ★私立幼稚園就園奨励補助（多子世帯・ひとり親世帯等の負担軽減の拡充）
- 乳児期・幼児期・小学校の連携・接続
- 一人ひとりの自立に向けた基礎学力の向上【教育】
- 子どもの社会的スキルの向上【教育】
- 食育の推進及び生活環境により昼食の用意が困難な生徒へのハマ弁を活用した支援【教育】
- ★地域と連携した放課後の学習支援【教育】（放課後学び場事業 20校増、累計40校）
- 自己有用感や自己肯定感が持てるような学級・学校づくり【教育】
- 発達の段階に応じたキャリア教育の推進【教育】 ○登校支援の取組【教育】
- 貧困問題の学校における理解促進【教育】

②施策の5つの柱

—施策1 気づく・つなぐ・見守る—

1 母子保健施策・地域子育て支援施策

- 妊娠期から子育て期にわたる相談支援（母子保健コーディネーター（仮称）の配置モデル3区）
- 地域子育て支援拠点における利用者支援事業の実施

2 学校と区役所等の連携

- 区役所の学齢期対応の窓口の一本化
- ★スクールソーシャルワーカー（各区担当 18 人、スーパーバイザー 1 人、チーフ 4 人）、カウンセラー及び児童支援専任 教諭・生徒指導専任教諭の配置【教育】
- 高校就学継続・進路選択等の支援【一部教育】

3 総合的な児童虐待防止対策の推進

- 児童虐待防止啓発地域連携事業
- 保育所等での見守り強化
- 児童相談所等の相談・支援体制の充実

4 生活困窮者への自立支援

- 区役所内の関係部署やジョブスポットとの連携強化【健福】
- 地域の相談支援機関等とのネットワーク構築によるアウトリーチ型の自立相談支援事業の推進【健福】

5 子どもを支える地域の取組の支援

- ★「子ども食堂」等の創設・継続支援（地域における子どもの居場所づくりサポートモデル事業）

6 困難を抱える若者の相談の機会の充実

- ★区役所におけるひきこもり等の困難を抱える若者の専門相談（地域ユースプラザ事業）

—施策2 子どもの育ち・成長を守る—

1 子どもの育ち・成長の保障

- ★乳幼児期の教育・保育の保障（再）
- ★私立幼稚園就園奨励補助（再）
- 乳児期・幼児期・小学校の連携・接続（再）
- 学齢期以降の子どもの居場所

2 ひとり親家庭等の困難を抱える子どもへの支援

- ひとり親家庭児童の生活・学習支援（モデル事業2か所）
- ★寄り添い型生活支援事業（3区増、累計11区）
- 日常生活支援事業
- 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
- ひとり親家庭等医療費助成
- 就学援助・私立学校等就学奨励制度【教育】モデル3区）

—施策3 貧困の連鎖を断つ—

1 学習支援

- ★寄り添い型学習支援事業【健福】（受入拡充720人→810人、高校中退防止の強化）
- ひとり親家庭児童の生活・学習支援（再）

2 進学支援・就学継続支援

- 被保護者自立支援プログラム（教育支援専門員）【健福】
- 高校奨学金【教育】

—施策4 困難を抱える若者の力を育む—

1 困難を抱える若者の相談・就労支援体制

- 青少年相談センターにおける相談・支援事業
- 地域ユースプラザ事業
- 若者サポートステーション事業
- よこはま型若者自立塾における支援

2 困難を抱える若者の自立に向けた環境整備

- 施設等退所後児童アフターケア事業
- 施設等退所者に対する調査
- ★子ども・若者実態調査

—施策5 生活基盤を整える—

1 生活基盤を支える現金給付

- 生活保護【健福】
- 児童扶養手当

2 保護者の就労促進

- 被保護者や生活困窮者への就労支援【健福】
- ★母子・父子家庭自立支援給付金事業
(自立支援教育訓練給付金の一部拡充)
- 母子家庭等就業・自立支援センター
- 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業(再)
- ★高等職業訓練促進資金貸付事業

3 子育て世帯への経済的支援等

- 児童手当
- ★小児医療費助成(通院助成対象の拡充)【健福】

凡例：【教育】教育委員会事務局所管事業 【健福】健康福祉局所管事業 (無印) こども青少年局所管事業 ★は 29 年度予算の新規・拡充事業
--

2 平成 29 年度予算の重点取組

I 困難を抱える子ども・若者・家庭を支援につなぐ「仕組みづくり」

事業名	取組及び新規・拡充内容等
「子ども食堂」等の創設・継続支援(地域における子どもの居場所づくりサポートモデル事業)	区社会福祉協議会を相談窓口とし、助成制度や地域人材の情報を提供するなどにより「子ども食堂」等地域の取組の創設・継続を支援し、効果的な支援方策を検討 ○モデル実施【2区(磯子区・港北区)】
区役所におけるひきこもり等の困難を抱える若者の専門相談の実施(地域ユースプラザ事業)	地域ユースプラザ職員を定期的に派遣し、区役所に専門相談の窓口を設置 ○新規実施【全区で、月2回を予定】

II 将来の自立に向けた基盤づくりのための「生活支援・学習支援」

事業名	取組及び新規・拡充内容等
寄り添い型生活支援事業	<p>養育環境に課題がある子どもの生活習慣（食事、歯磨き、掃除等）の習得及び向上、学習支援</p> <p>○実施区数の増【新規3区（㉔8区→㉔11区）】</p>
ひとり親家庭児童の生活・学習支援モデル事業	<p>ひとり親家庭の子どもの、食事の提供を含む、夕方以降の生活の支援</p> <p>○モデル実施継続【2か所（㉔2か所）】</p>
寄り添い型学習支援事業 （健康福祉局）	<p>生活困窮世帯の子どもの高校進学に向けた学習意欲や学力の向上のための学習支援</p> <p>○中学生の受入拡大【㉔18区・28会場・720人→㉔18区・31会場・810人】</p> <p>○高校中退防止の強化</p>
放課後学び場事業 （教育委員会事務局）	<p>家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない中学生に対する学習支援（学校等において実施）</p> <p>○実施か所数の増【㉔20校→㉔40校】</p>

Ⅲ 生活の安定と自立に向けた「ひとり親家庭への支援」

事業名	取組及び新規・拡充内容等
自立支援教育訓練給付金	介護ヘルパーなどの職業能力開発の講座受講者への受講料支給 ○雇用保険制度の一般教育訓練給付金の支給を受けるひとり親に対する差額の支給
<参考> 高等職業訓練促進資金貸付事業	高等職業訓練促進給付金の受給者に対し入学準備金 50 万円、就職準備金 20 万円を貸付。 資格取得した日から 1 年以内に就職し、取得した資格が必要な業務に 5 年間継続して従事した場合は返還を免除。
ひとり親家庭自立支援計画	次期計画（30～34 年度）の策定

- 子育て世代包括支援センターによる妊娠期から子育て期までの支援の充実 -

1 横浜市版子育て世代包括支援センター

「児童福祉法等の一部を改正する法律」により、市町村は子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を実施することとされました。横浜市では、区福祉保健センターと地域子育て支援拠点がそれぞれの特徴を活かして連携・協働することで、子育て世代包括支援センターとして、妊娠期から子育て期までの支援の充実を図っていきます。

○ 区福祉保健センター（こども家庭支援課）では、保健師等の専門性を活かした相談支援を行う「母子保健コーディネーター（仮称）」を、29 年度はモデル区 3 区（南区・都筑区・泉区）に配置し、妊産婦の相談・支援に対応します。

- ・母子保健コーディネーター（仮称）は、母子健康手帳交付時に全妊婦と面接を行い、出産・子育て準備プラン（仮称）を作成します。
- ・出産・子育て準備プラン（仮称）を活用することで、各妊婦が状況に応

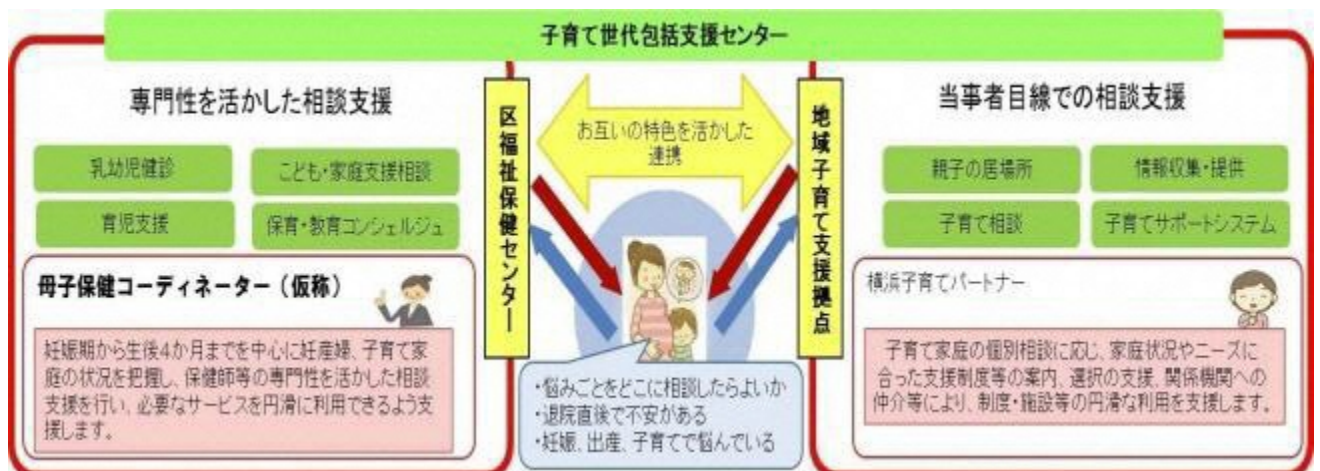
じて適した母子保健サービス（両親教室、産前産後ヘルパー等）を確認し、利用しやすくなるようにします。

- ・産後4か月までを中心に相談に対応するとともに、体調の変化や家族状況の変化等に応じて出産・子育て準備プラン（仮称）を変更し、継続相談が必要な人へは電話や家庭訪問による支援を行います。

- 地域子育て支援拠点では、当事者目線での相談支援を行う「横浜子育てパートナー」を、27年度から全区の地域子育て支援拠点に配置し、親子の居場所や子育てに関する地域情報の提供等、地域子育て支援拠点が持つ特性を生かし、子育て家庭からの気軽な相談に応じています。専門性が必要な相談については、区福祉保健センターと連携・協力して対応するなど総合的に支援しています。

2 充実する関連施策

29年度は、産婦健康診査への助成、外出が難しい産婦を対象とした訪問による母乳相談、さらに3区（南区・都筑区・泉区）で産後うつの早期発見・支援にむけた取組を実施します。



(横浜市中期 4 か年計画 (2014~2017))

◆指標

指標	直近の現状値	目標値 (31 年度末)
保育所待機児童数	20 人 (26 年 4 月)	0 人 (32 年 4 月)
保育所・幼稚園・認定こども園と小学校との円滑な 接続のためのカリキュラムの実施率	47.1% (25 年度)	65%
放課後 19 時までの居場所づくり ①放課後キッズクラブの整備率 ②必要な分割・移転を終えた放課後児童クラブの割 合	①26.0% ② 8.0% (25 年度)	①100% (全校) ②100% (分割・移 転を終えた全クラ ブ)

第4章 包括外部監査の結果

はじめに

女性の社会進出が進む中、保育ニーズの高まりにより、保育所等利用申請者数は年々増加しているが、受入枠の拡大等により、保育所に入所申込みをした結果、入所できなかった保留児童数はほぼ横ばいとなっている。

待機児童数についても、既存資源の最大限の活用や保育所等の整備を進めるとともに、保育・教育コンシェルジュが一人ひとりのニーズを把握し、申請者に合ったサービスを案内することで、低水準を維持している。

	27年4月	28年4月	29年4月	30年4月
保育所利用申請者数(人)	57,526	61,873	65,144	67,703
保留児童数(人)	2,534	3,117	3,259	3,080
保留率(%)	4%	5%	5%	5%
待機児童数(人)	8	7	2	(※) 63

(※) 国の定義見直しにより増加

事務処理・管理面でも利用申請者数、施設数の増加に対応して、保育所等の入所選考、保育所等施設への給付費の支払い等を正確かつ効率的に実施する体制及び情報システムの整備が進められていた。

一方、ほかの事業分野においては後述のように事務処理・管理面を中心とした種々の発見事項があり、特に児童虐待に対応する児童相談所の関連では、一時保護所での滞在日数が全国平均よりも長期化している、児童福祉司の経験年数が短い、等の質的な課題も認識された。予算の観点でみると、以下の表のように、保育・教育施設運営費は保育所利用申請者数の増加に応じて予算の充実が図られているのに対し、児童相談所費は、児童虐待相談対応件数の増加に比して緩やかな伸びにとどまっている。

保育・教育施設運営費	26年度	27年度	28年度	29年度
保育所利用申請者数(人)(4月現在)	52,932	57,526	61,873	65,144
対前年伸び率(%)		9%	2%	11%
6-2-2 保育・教育施設運営費(百万円)	90,162	101,853	116,167	129,226
対前年伸び率(%)		13%	14%	11%

児童相談所費	26年度	27年度	28年度	29年度
児童相談所における 児童虐待相談対応件数（件）	3,617	3,892	4,132	4,825
対前年伸び率（%）		8%	6%	17%
6-3-6 児童相談所費（百万円）	1,207	1,233	1,267	1,310
対前年伸び率（%）		2%	3%	3%

年々増加する児童虐待への対応は、横浜市中期4か年計画に掲げられた「戦略5：未来を創る多様な人づくり」を達成するうえで、保育所待機児童の解消と並ぶ重要課題であると考えられる。平成30年12月に国の「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」が公表されたが、横浜市においても、急増する相談件数等の環境変化に敏感に対応した施策の実施が望まれる。

また、担当課及び事業により事務処理及び管理の水準にばらつきが見受けられたため、整備が進んでいる部署をモデルケースとして、局全体の水準向上を図ることが望ましいと考えられる。

I 保育・教育運営課

1 市立保育所運営費

事業名	市立保育所運営費
事業の概要	市立保育所の運営・管理 ①市立保育所運営に要する経費を計上し、児童の福祉の向上をはかる。 ②入所待機児童を解消するために定員外入所を見込む。
予算額	6,057,509 千円
決算額	5,512,121 千円

(1) 市立保育所職員の勤務時間管理について

市立保育所職員の勤務時間管理は、庶務事務システムにより以下のように行われている。

- ・ ID カード（職員証）をカードリーダーにかざすことで、毎日の出勤状況が庶務事務システム上に記録される。
- ・ 職員の超過勤務が必要な場合は、管理者が勤務命令を行い、職員は庶務事務システムで超過勤務を申請し、管理者が勤務実績を承認する。
- ・ 記録された情報は出勤簿及び超過勤務命令簿として保存される。

出勤簿は現在のところ、出勤時に ID カードを出退勤記録用カードリーダーにかざすことで、職員の出勤記録が記録されるのみであるため、実際の勤務時間を把握するに至っていない。これについては、平成 30 年 10 月から、横浜市役所全体の取り組みの中で、ID カード（職員証）を退勤時にもカードリーダーにかざすことで、毎日の出退勤時間の登録を行い、勤務時間の記録管理ができる形に改善を進めているとの説明を受けた。

(2) 休日の出勤を命令した際の休憩時間の取得について

サンプルとして神奈川区及び金沢区の市立保育所の出勤簿及び超過勤務命令簿を閲覧したところ、以下のような事例が見られた。

事例 1：

土曜日（祝日）の休日出勤に際し、勤務時間が 7:30～16:30、時間外勤務が 9 時間となっており、休憩時間がとられていなかった。状況を確認したところ、休業日に

工事の立会等で出勤した際に、代わりの立会者も不在の中では、園内に留まらざるを得ず、実質的に休憩が取れなかった状況とのことであった。

事例 2 :

土曜日の休日出勤に際し、勤務時間が 8:30~18:40、時間外勤務が 9 時間 10 分となっており、休憩時間がとられていなかった。状況を確認したところ、園庭開放のための休日出勤において保護者対応、急な職員の欠勤等のやむを得ない状況の中で、園運営を行うために実質的に休憩が取れなかったとのことであった。

いずれの事例も休日の勤務において休憩時間が取れない状況が生じたものである。しかしながら、労働基準法では以下のように、労働時間が 8 時間を超える場合には、1 時間以上の休憩を与えることが規定されている。

労働基準法 第 34 条

1. 使用者は、労働時間が六時間を超える場合においては少なくとも四十五分、八時間を超える場合においては少なくとも一時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない。

指摘 1 「市立保育所職員の休憩時間について」

休日の通例的でない勤務においても、勤務時間の途中で労働基準法で求められる休憩時間を設けることが必要である。

意見 1 「市立保育所職員の休憩時間について」

休業日の出勤命令を行う際に、予想される勤務時間に応じてどのような形で休憩を与えるか事前に検討し、事例のような状況の発生を防止することが必要と考えられる。

なお、平日勤務については、「横浜市保育所職員の勤務時間に関する規程」において勤務時間の途中で 1 時間の休憩時間を与える旨が規定されているため、時間外勤務を行った場合でも、追加的な休憩時間の必要性は生じない。

2 横浜保育室助成事業

事業名	横浜保育室助成事業
事業の概要	待機児童解消と多様な保育ニーズに対応するため、市独自の基準を満たす認可外保育施設のうち、地域状況等を踏まえて認定した横浜保育室に助成し、一定の保育水準の確保や保護者の負担軽減を図る。
予算額	4,604,462 千円
決算額	4,453,228 千円

(1) 横浜保育室について

横浜保育室助成事業は、待機児童解消と多様な保育ニーズに対応するために平成 9 年に市独自に開始され、認可保育所等以外の認可外保育施設について、以下のような基準（保育料、保育環境、保育時間等）により認定し、運営経費等の助成を実施している。

- ・ 市内在住の 0 歳から 3 歳未満の児童を利用対象とする。
- ・ 3 歳未満の児童おおむね 4 人に 1 人、保育従事者を確保する。
- ・ 施設内調理の給食を実施する。

平成 29 年度予算で 84 施設、入所児童数 2,785 名が想定されており、市における子育て支援政策の重要な一翼を担ってきた。

(2) 認可移行準備加算費について

横浜保育室は平成 27 年度施行の「子ども・子育て支援新制度」における給付対象施設ではないため、平成 25 年に始まった国の「待機児童解消加速化プラン」に基づき、市では移行を希望する横浜保育室について認可保育所又は小規模保育事業への計画的な移行を促進してきた。

移行を促進するため、助成金に「認可移行準備加算費」が設けられ、認可移行計画書について市の承認を受け、認可保育所に準じた保育士配置基準を満たす施設に対し、追加的な助成を実施してきたが、「待機児童解消加速化プラン」に基づく移行支援期間（平成 25 年度～平成 29 年度）が終了する平成 30 年 3 月末現在で、認可移行計画書を提出して認可移行準備加算費を受領した 136 施設のうち 53 施設が移行未完了の状況であった。

なお、認可移行支援は国の「子育て安心プラン」に引継がれ平成 30 年度～平成 34 年度の期間延長がなされたため、市でも平成 34 年度末を年限とする認可移行支

援事業の継続が決定され、移行未了施設のうち 51 施設が変更協議書を提出し、引き続き認可移行支援を受けることとなった。

認可移行準備加算費は仮に認可移行を達成出来なかった場合でも返還義務は生じないため、移行支援対象施設が認可移行未了である場合の政策的意義及び、同様の支援を延長継続する理由について質問したところ、「認可移行準備加算は、認可保育所基準の保育士を配置した際に加算するものであり、認可移行の課題の一つである保育士確保を主に支援するものです。認可移行に先立って保育士をあらかじめ確保する必要があることや、人員配置を認可保育所並みにすることで子どもの処遇改善等一定の質の向上が図られていることから継続する判断をしました。」との説明があった。

意見 2 「横浜保育室の認可移行について」

本支援制度により認可外保育施設においても認可保育所基準による保育士の配置が促進され保育の質の向上が図られている、という効果は認められるが、一方、本来の施策目標であった横浜保育室の認可移行が支援対象施設の約 4 割で達成されなかった、という状況は施策目的の達成という観点からは必ずしも十分とは言えない。

延長された平成 30 年度～平成 34 年度の支援期間においては、支援対象の大半が旧支援期間に支援を受けながら認可移行がされなかった施設であることを考慮し、施設ごとの移行計画未達成となった原因を分析し、今まで以上にきめ細かな指導を行うなど、移行計画の達成を促進することが必要と考える。

3 施設型給付費、保育・教育施設向上支援費、延長保育事業

事業名	施設型給付費
事業の概要	<p>子ども・子育て支援新制度における認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付・委託」を受ける施設等に対し、教育・保育の質の確保と、安定的、継続的な運営をしていくことが可能となるよう、施設型給付費・委託費を支払う。</p> <p>(給付対象)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 幼保連携型認定こども園 ② 保育所 ③ 幼稚園 (給付対象施設) ④ 幼稚園型認定こども園
予算額	82,912,757 千円
決算額	82,658,870 千円

事業名	保育・教育施設向上支援費
事業の概要	<p>教育・保育の質の確保のため、施設に対して必要な助成を行う。</p> <p>(給付対象)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 幼保連携型認定こども園 ② 保育所 ③ 幼稚園 (給付対象施設) ④ 幼稚園型認定こども園
予算額	18,363,910 千円
決算額	20,903,788 千円

事業名	延長保育事業
事業の概要	<p>多様化する就業形態や女性のさらなる社会進出に対応するため、保育施設等に対し、給付費及び向上支援費によりまかないきれない時間帯の保育のための必要経費を助成する。</p>
予算額	4,990,742 千円
決算額	5,120,620 千円

市では国の子ども・子育て支援新制度に基づき保育所等に対して公定価格に基づく給付を施設型給付費として支払うと同時に、以下のような横浜市基準による保育士配置の上乗せ等に対して保育・教育施設向上支援費として市独自の助成を実施している。また、各施設・事業が定める保育時間を超える前後の時間帯での保育所等利用（延長保育）に対して、延長時間帯の保育士配置及び間食・夕食の提供費用等を助成している。

(保育士配置基準)

児童：保育士の配置基準		
年齢	横浜市基準	国基準
0歳児	3：1	3：1
1歳児	4：1	6：1
2歳児	5：1	6：1
3歳児	15：1	20：1
4歳児以上	24：1	30：1

上記3事業の合計額は106,267百万円であり、横浜市こども青年局の平成29年度予算総額270,921百万円の約4割を占めている。

(1) 保育所等の入所選考について

① 保育所等の入所選考体制

利用調整の際のランク判定等は「横浜市支給認定及び利用調整に関する基準」に基づき、保育所等が所在する区の区役所で、以下の手順で決定している。

- ・保護者の勤務状況等に基づき、派遣職員（Bチーム）が基準のうち形式的な項目についてランク判定を実施
- ・市職員及び派遣職員（Aチーム）がBチームの判定結果をチェックすると同時に、基準の全項目についてランク調整指数等の判定を実施。
- ・係長クラスが参画するランク会議でランク調整指数等の判定の妥当性を1名1名検討し最終決定
- ・決定したランク、指数及びその他の情報を子ども・子育て支援システムに入力
- ・子ども・子育て支援システムにより、ランク・指数等上位の申請者より希望保育所等への利用決定が行われる。
- ・1次利用調整でいずれの希望保育所等にも利用決定とならなかった申請者は利用保留者となり、2次利用調整に向け情報提供や、コンシェルジュによるア

ドバイスを実施

- ・対象者について2次利用調整を実施

11月以降の一時期に集中する大量の利用申請を迅速かつ正確・公正にランク判定するための体制と、その後の利用保留者に対するコンシェルジュ等による情報提供、アドバイスの体制が整備されており、指摘すべき事項はなかった。

② 利用調整の際のランク判定

サンプルとして中区と都筑区の2区を選択して、合計20名の申請児童について利用調整の際のランク判定表及び挙証資料を閲覧し、子ども・子育て支援システムによる施設毎の利用調整結果のアウトプットと照合した。

その結果、指摘すべき事項はなかった。

(2) 育児休業期間の延長制度への対応について

入所保留通知書の発行状況について、平成29年10月時点で、申し込んだのに入れなかった保留児童5917人のうち482人の児童の保護者は、育休中で復職する意思がなかった。

平成29年10月に開始された育児休業期間の延長制度は、待機児童問題が長引く中で保護者が離職せずにすむようにとの救済策であるが、「保育所入所を希望しているが、入所できない」ことが条件となっている。このため「2歳までは子どもと一緒にいたい」と望む人が育休延長制度を利用するためには保留通知の入手が必要となり、空き枠の少ない保育所だけに申し込むなどして形式的に保留通知を取得せざるを得ない状況である。

この状況を踏まえ、市では内閣府・厚生労働省に対し、保護者が「希望すれば育児休業を延長し育児休業給付金を受けられる制度」等の制度の改善を提案している。

意見3 「育児休業期間の延長制度への対応について」

優先順位付けの業務は短期間に集中し、多くの人員が割かれている。また、保護者に育休延長のための形式的な保育所申請を強いている。

育休延長を希望する保護者の利便性の向上や事務の業務量軽減につながるように、引き続き、国に対して制度改善の提案等を行っていく必要があると考えられる。

(3) 施設型給付費、保育・教育施設向上支援費、延長保育費の請求審査について

① 請求審査の体制

認可保育所等からの上記費用の月次請求と審査及び支払いは以下の手順で行われている。

- ・「公定価格加算・調整項目届出書」、「向上支援費加算状況届出書」、「延長保育事業加算状況届出書」及び「雇用状況表」を施設・事業者が挙証資料と共に市に提出
- ・市で届出書の記載内容を挙証資料と照合・審査し、加算状況等を給付システムに入力
- ・施設・事業所が延長保育実績及び月途中入退所児童の情報を踏まえ、請求明細作成ソフト（市提供）等により給付費（委託費）の請求データを作成し、市に送信
- ・給付システム内の各種情報に基づき請求データを照合して審査。エラーが生じた場合は事業者に連絡して調整
- ・審査済み請求データに基づき給付システムで請求書を作成し、審査結果とあわせて事業者に送付
- ・事業者が審査内容を確認し、請求書に捺印して市に提出
- ・提出された請求書を審査の上、各事業者の口座に振込を実行

給付費等算定の基礎となる各種届け出書及び雇用状況表の審査は、以下の手順で行われている

- ・派遣職員がチェックリストに基づき届出書等と各種挙証資料を照合し、不整合な点をリストに記載して嘱託職員に報告
- ・嘱託職員が事業者に電話で事実関係を確認し、状況に応じて届出書の訂正、挙証資料の補完等の処理を依頼
- ・チェックリストに記載された審査内容を市職員がチェックして承認

また、定期的に重点項目を決めて、挙証資料の整備状況と派遣職員による照合状況を職員が点検している。

市内約 800 施設に対して毎月実施する届出書等及び請求書等の審査を限られた時間内で迅速・正確に実施するための体制が整備されており、指摘するべき事項はなかった。

② 審査状況

サンプルとして鶴見区、西区、中区、保土ヶ谷区、磯子区、青葉区、都筑区、戸塚区より合計 10 施設を選定し、4 月度の届出書 3 種と雇用状況表を挙証資料と照合するとともに、審査時のチェックリストの記載状況、給付システムの請求書及び請求明細との整合性を検討した。

その結果、指摘するべき事項はなかった。

4 保育料納付促進事業

事業名	保育料納付促進事業
事業の概要	保育料納付指導員（非常勤特別職職員）、派遣職員により、保育料滞納者に対する催告・納付指導や財産調査を行うとともに、委託による電話納付案内等を実施して滞納保育料を解消することにより、保育所運営の健全化と保護者負担の公平化を図る。
予算額	18,847 千円
決算額	18,121 千円

(1) 滞納保育料の残高について

平成 27 年度～平成 29 年度の 3 か年の現年度に係る保育料の調定額と収入未済額の状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

年度	調定額	収入済額	収入未済額	収入未済率
27 年度	17,795,303	17,591,941	203,362	1.1%
28 年度	18,904,863	18,746,570	158,292	0.8%
29 年度	20,124,524	19,994,640	129,884	0.6%

保育所施設及び利用者の増加に伴い、調定額は年々増加しているが、各年度に新たに発生する収入未済額及びその発生率は減少している。

また、同 3 か年の過年度に係る収入未済額の回収及び不能欠損処理の状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

年度	調定額	収入済額	不能欠損額	収入未済額
27年度	721,095	165,279	64,038	491,777
28年度	687,689	218,189	65,564	403,935
29年度	524,544	165,258	177,418	181,866

平成 28 年度以降、過年度収入未済額の回収が新たに発生する収入未済額を上回っており、また、平成 29 年度は回収可能性が認められず執行停止となっている債権の不能欠損処理を進めたため、過年度に係る収入未済額（1 年以上経過したの滞留債権）は減少している。

(2) 滞納保育料の納付促進体制について

保育料の滞納が生じた場合には

- ・督促状の送付、催告書の送付、電話納付案内の実施による納付促進
- ・回収が進まない場合には財産調査、差押処分による滞納整理

という流れで対応が行われる。

滞納者との折衝である納付相談については手引書が作成され、状況に応じた対応方法等が担当者に周知されている。また、折衝状況はすべて、「子ども・子育て支援システム」に入力され、納付状況・帳票発行状況等と共に、「保育料等滞納折衝記録票」で経緯が一覧できるようになっている。

納付促進体制について特に指摘すべき事項はなかった。

(3) 納付促進の実施状況について

平成 29 年度に不能欠損処理された滞納保育料及び平成 29 年度末現在で収入未済額となっている滞納保育料の各々 10 件、合計 20 件について、子ども・子育て支援システムの「保育料等納付折衝記録票」を、

- ・折衝履歴等の記録状況
- ・債務者との折衝状況
- ・財産調査、差押処分の実施状況
- ・執行停止に際しての回収可能性の見極め状況

等の観点で閲覧した。

その結果、指摘すべき事項はなかった。

Ⅱ 保育対策課

1 保育士宿舎借り上げ支援事業について

事業名	保育士宿舎借り上げ支援事業
事業の概要	保育士確保策のひとつとして、保育所等を運営する民間事業者が保育士用の宿舎を借り上げるための補助をすることで、保育士を確保し、待機児童ゼロの達成を図る。
予算額	878,036 千円
決算額	924,194 千円

(1) 保育士宿舎借り上げ支援事業の補助対象施設

横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱（以下、「支援事業補助金交付要綱」という。）第6条によれば、「補助対象施設は、補助対象保育士を居住させるため事業実施者が借り上げている居住用の家屋及び家屋の部分並びにこれらに付帯する工作物その他の施設（以下宿舎という。）とする。ただし、事業実施者等が所有する施設は、対象とならない。」と定められている。

平成29年度における保育士宿舎借り上げ支援事業に係る補助金受給者の中から5件サンプル抽出し、横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付申請書及びその添付書類を閲覧したところ、実施事業者（社会福祉法人）と保育士宿舎の家主の住所が同一で、それぞれの代表者の名字が同一である事案があった。

本件について、市では実施事業者（社会福祉法人）の役員等氏名一覧表を入手し、当該一覧表に保育士宿舎の家主が記載されていないことをもって、支援事業補助金交付要綱第6条への適否を判断していた。

意見4 「借り上げ支援事業の補助対象施設」

現状の支援事業補助金交付要綱第6条においては、補助対象施設として「事業実施者等が所有する施設は、対象とならない。」旨が定められていながら、「事業実施者等」に関する明確な定義付けがなされていないなか、現場では「事業実施者及びその役員が所有する施設は、対象とならない。」ものとして運用されていた。

支援事業補助金要綱の実効性を高めるため、「事業実施者等」に関する定義付けを明確化することが望ましい。

Ⅲ 子育て支援課

1 私立幼稚園等預かり保育補助事業について

事業名	私立幼稚園等預かり保育補助事業
事業の概要	地域での子育て支援の向上を図るため、在園児を対象に正規の教育時間前後及び休業日に預かり保育を実施する幼稚園・認定こども園に対して、運営費を補助する。
予算額	2,042,492 千円
決算額	2,612,984 千円

「横浜市私立幼稚園等預かり保育事業（平日型）補助金交付要綱」第 13 条 5 項において、補助金の申請は四半期ごとにするものと規定している。

そのため、「横浜市私立幼稚園等預かり保育事業（平日型）補助金交付申請書兼実績報告書（1～3 月分）」の添付資料「長期休業分事業内訳書」において、申請者は本来、1～3 月分にかかる補助金申請をすべきである。

しかし、幼稚園 5 園について確認したところ 1 園について、平成 28 年度 1～3 月分「長期休業分事業内訳書」にて申請すべきではない 4 月 3 日～5 日の休業日の補助金を申請、これが受理され、「平成 28 年度 横浜市私立幼稚園等預かり保育事業（平日型）補助金交付決定通知書兼確定通知書（平日型）」にて申請者への補助金交付の決定がなされた。

翌平成 29 年度第 1 四半期（4～6 月分）においても 4 月 3 日～5 日の補助金を申請され交付決定されている。

この結果、平成 28 年度第 4 四半期と平成 29 年度第 1 四半期の申請書類において重複して申請され、30 時間分 34,080 円について重複して支給している。

なお、平成 28 年度第 4 四半期と平成 29 年度第 1 四半期の申請書類とでは、平成 29 年 4 月 3 日の従事職員氏名が 1 名異なっており、その理由は、平成 28 年度の申請が誤っていたとのことである。

(表) 平成 28 年度 横浜市私立幼稚園等預かり保育補助事業 (平日型) 補助金
長期休業分事業内訳書 (第 4 四半期抜粋)

月/日 (曜日)	勤務時間	時間数	従事職員氏名
3 月分 略			
4/3 (月)	9:00~14:00	5:00 時間	A
4/3 (月)	9:00~14:00	5:00 時間	B
4/4 (火)	9:00~14:00	5:00 時間	A
4/4 (火)	9:00~14:00	5:00 時間	B
4/5 (水)	9:00~14:00	5:00 時間	A
4/5 (水)	9:00~14:00	5:00 時間	B

(表) 平成 29 年度 横浜市私立幼稚園等預かり保育補助事業 (平日型) 補助金
長期休業分事業内訳書 (第 1 四半期抜粋)

月/日 (曜日)	勤務時間	時間数	従事職員氏名
4/3 (月)	9:00~14:00	5:00 時間	A、X
4/4 (火)	9:00~14:00	5:00 時間	A、B
4/5 (水)	9:00~14:00	5:00 時間	A、B

加えて、平成 29 年度第 4 四半期においても、翌年度 4 月 2 日~4 日分 34,080 円
について申請され支給しているが、本来、平成 30 年度第 1 四半期に支給されるべ
き補助金であった。

指摘 2 「補助金の重複支給」

私立幼稚園等預かり保育事業 (平日型) 補助金について、平成 28 年度第 4 四半
期と平成 29 年度第 1 四半期の申請書類において重複して申請され、30 時間分
34,080 円について重複して支給している。

各四半期における横浜市私立幼稚園等預かり保育事業 (平日型) 補助金交付申請
書兼実績報告書の内容を確実にチェックして、補助金を適正に執行されたい。

2 私立幼稚園等補助事業について

事業名	私立幼稚園等補助事業
事業の概要	私立幼稚園及び認定こども園に対し、施設・設備の整備等の経費の補助を行うことにより、教育条件の維持及び向上を図り、もって幼児教育の健全な発展に役立てている。
予算額	126,600 千円
決算額	126,300 千円

(表) 私立幼稚園等補助金の推移

区分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
園数	267	264	254	264	265
金額(千円)	128,128	127,497	126,500	126,200	126,300

(1) 補助金の使途の変更について

横浜市補助金等の交付に関する規則（以下、「補助金規則」という。）では、「補助事業等の経費の配分及び使用方法、補助事業等の完了の予定期日その他補助事業等の遂行に関する計画」や「交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎」を変更しようとするときには、あらかじめ市長の承認を受けるべきと規定されている（補助金規則第5条第1項、第7条第1項）。また、横浜市私立幼稚園等補助金交付要綱では、事業内容等の変更をする場合には、事業計画変更（中止）届を提出することとしている。

○横浜市補助金等の交付に関する規則（抜粋）

（交付の申請）

第5条 補助金等の交付を受けようとする者は、市長が定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 補助事業等の目的及び内容（交付の条件）
- (3) 補助事業等の経費の配分及び使用方法、補助事業等の完了の予定期日その他補助事業等の遂行に関する計画
- (4) 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎

(交付の条件)

第7条 市長は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 第5条第1項第2号から第4号までに掲げる事項の変更(市長の定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けるべきこと。

○横浜市私立幼稚園等補助金交付要綱(抜粋)

(変更届)

第7条 補助金規則7条第1項の規定による事業内容等の変更及び補助金規則第7条第2項の規定による事業内容等を中止しようとする場合に提出する書類は、事業計画変更(中止)届(第5号様式)とする。

私立幼稚園等補助金の交付申請書及び実績報告書を閲覧したところ、補助金の対象経費について、交付申請書に添付された事業計画書の記載内容から変更があるにもかかわらず、事業計画変更届(横浜市私立幼稚園等補助金交付要綱第7条第5号様式)が提出されないまま補助金の支給を行っている事例があった。

(交付申請書) 園舎の防水工事

(実績報告書) 保育室大型クーラー設置工事

交付決定額に影響のない事業計画と実績報告の相違については、変更届の提出を求めておらず、変更理由は把握していないとのことであったが、補助金規則及び横浜市私立幼稚園等補助金交付要綱には、交付決定額に影響のない変更について事業計画変更届の提出を省略できるとする規定はなく、合規性の観点から、正しい事務執行とは言えない。

指摘3 「補助金の使途の変更について」

市は、補助事業に変更がある場合でも、補助金交付額に影響がない場合には事業計画変更届の提出を徹底しておらず、補助事業者から事業計画変更届が提出されていない事例があった。

補助事業者が事業内容等の変更をしようとする場合には、市は、変更後の内容に

においても引き続き交付の目的や条件に合致しているかどうかを補助事業の変更前に確認する必要がある。また、そのために、事業計画変更届の提出が必要となるケースを明確にするとともに、その内容を補助事業者に周知徹底する必要があると考える。

(2) 補助事業者の資金収支決算書について

私立幼稚園等補助金の交付を受けるために必要な書類は、補助金規則及び横浜市私立幼稚園等補助金交付要綱に定められており、補助金交付申請書の添付書類の一つとして補助事業者の「資金収支決算書」の提出が求められている。また、この「資金収支決算書」については、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）にしたがって作成するものとされている。

○横浜市私立幼稚園等補助金交付要綱（抜粋）

（交付の申請）

第5条 補助金規則第5条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請書の提出期限は、各年度の補助事業等の内容を考慮し、市長がその都度指定するものとする。

2 補助金規則第5条第1項の規定により補助金の交付を受けようとする者が提出する書類は、横浜市私立幼稚園等補助金交付申請書（第1号様式）を用いなければならない。

3 補助金規則第5条第2項第5号の規定により市長が必要と認める補助金交付申請書への添付書類は、次の各号に定めるものとする。

(1) 私立幼稚園等補助事業計画書（第2号様式）

(2) 前年度資金収支決算書（第3号様式）

(3) 幼稚園等設置状況調（第4号様式）

(4) 園則（学則）

4 前項の書類のうち、前年度資金収支決算書（第3号様式）は、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に従って作成したものとする。

補助金交付申請書及び添付書類を閲覧したところ、「資金収支決算書」の次年度繰越支払資金が大幅なマイナスになっているものや、収入の部と支出の部の合計が一致していないものがあったが、市はその原因を把握していなかった。

私立幼稚園の財務状況等、法人に対する指導権限は、神奈川県になり、横浜市に

も提出いただいているが、参考資料として使用しているとのことであったが、事業者が資金収支決算書に記載のとおり状況（次年度繰越支払資金の大幅なマイナス）であれば、事業の継続性に疑義が生じる可能性のある財務内容であり、事業者や神奈川県に問い合わせを行うなど、その原因を把握する必要があると考える。

意見 5 「補助金交付申請書の添付書類について」

私立幼稚園等補助金の交付申請書に添付された補助事業者の「資金収支決算書」の不備について、原因把握がされていない事例があった。提出書類に不備や疑義がある場合には、必要に応じて事業者や神奈川県に問い合わせるなど、その原因を把握した上で、補助金支給の適否を決定する必要があると考える。

また、事業者から入手する資料の入手目的やチェックポイントを明確にし、実効性のある審査を行うことが望ましい。

IV こども施設整備課

1 保育所等整備事業について

事業名	保育所等整備事業
事業の概要	増加する入所申込みや多様なニーズに対応するため、保育所の新設・増築等の定員枠拡大を行い、待機児童を解消することを目的として、保育所及び幼保連携型認定こども園の整備等を行っている。
予算額	3,949,575 千円
決算額	4,069,611 千円

(1) 事業実績報告における領収書等の入手について

民間保育所等建設費等補助金の事業実績報告において、事業実績報告書の添付書類は「横浜市補助金等の交付に関する規則」（以下、「規則」という。）第14条第1項で列挙されており、「横浜市保育所等建設費等補助金交付要綱」（以下、「要綱」という。）における横浜市民間保育所等建設費等補助金事業実績報告書（第3号様式）でより詳細に定められている（要綱第16条1項）。

添付書類のうち、規則第14条第1項第2号で規定されている領収書その他の補助金等の収支計算に係る支出を証する書類又はその写し（以下、「領収書等」という。）については、本補助金をもって充てる以外には支払いが困難であると市長が認める経費に係るものであれば、実績報告書の提出時には添付を省略することができ、その場合は当該経費の支払い後に速やかに提出することとなっている（要綱第16条第2項）。

○横浜市補助金等の交付に関する規則（抜粋）

（実績報告）

第14条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。第3号及び第3項第3号において同じ。）は、速やかに、次に掲げる書類により市長に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る市の会計年度が終了した場合も、同様とする。

(1) 補助事業等の成果を記載した実績報告書

(2) 補助金等に係る収支計算に関する事項を記載した決算書及び領収書その他の当該収支計算に係る支出を証する書類又はその写し（以下単に「領収書等」という。）

○横浜市民間保育所等建設費等補助金交付要綱（抜粋）

（事業実績報告）

第16条 補助金交付決定を受けた者は、工事しゅん工後、速やかに実地検査を受けるとともに、横浜市民間保育所等建設費等補助金事業実績報告書（第3号様式）に必要な書類を添付して、市長に報告しなければならない。

2 実績報告書の提出にあたり、補助対象経費のうち本要綱に基づき交付する補助金をもって充てる以外には支払いが困難であると市長が認める経費については、補助金規則第14条第1項第2号に定める領収書等の提出は省略できるものとする。ただし、省略する場合にあっても、当該経費の支払い後に受領した領収書等については、第24条の関係書類として保存するとともに、その写しを市長に速やかに提出しなければならない。

平成 29 年度における補助対象事業のうちサンプルで 7 件の事業実績報告書等を閲覧したところ、そのうちの 1 件について、要綱第 16 条第 2 項の規定に基づき実績報告書の提出時に添付を省略した領収書等の一部が、経費の支払い後相当期間経過しているにもかかわらず事業者から提出されていなかった。

領収書等の提出時期は事業者に対して明示しておらず、担当職員は当該領収書等の提出を事業者に督促することを失念していたとのことである。

（表）領収書等が提出されていなかった工事等

工事等名称	金額	領収書日付
幼稚園 備品代	2,592,000 円	平成 30 年 3 月 27 日
幼稚園 新築工事	322,596,000 円	平成 30 年 5 月 23 日
幼稚園 備品代	1,503,680 円	平成 30 年 6 月 29 日

指摘 4 「補助対象事業に係る領収書等の提出について」

一定期間を過ぎても事業者より領収書等が提出されない場合は、事業者に対して適時に督促を行う運用を徹底する必要がある。

意見 6 「補助対象事業に係る領収書等の提出について」

このような状況が生じた理由を分析するに、領収書等の提出時期について、事業者に対して明確に示していないことが挙げられる。また、経費の支払い後、事業者

から領収書等を入手したか否かについて、担当職員が適切に管理できていなかったことが挙げられる。

領収書等を確実に入手するために、事業者に対して支払い後何日以内に提出すべきか期限を明確に示すとともに、管理表等を用いて領収書等の入手状況を適切に管理することが望ましいと考える。

2 各種補助金事業について

各種補助金事業については、交付要綱に基づき、補助金の交付を受けようとする者から補助金交付申請書の提出を受け、補助内容の審査を行うこととなる。

補助金交付申請書の提出に際しては、添付書類を含めて多くの種類の書類が提出されているが、現状雑然と束ねられた書類が市に提出されており、提出された書類の全体像を俯瞰できる書類（いわゆるカガミ）がないため、申請を受ける市において、事務作業が非効率になっている面がある。

意見7 「補助金交付申請書の添付書類について」

補助金の交付を受けようとする者から補助金交付申請書の提出を受ける際に、添付書類を含めて多くの種類の書類が提出されているが、補助金の交付を受けようとする者においては書類の作成漏れや提出漏れの防止のため、申請を受ける市においては事務作業の効率化のため、提出書類のチェックリストを兼ねたカガミを様式化し、補助金交付申請書とともに提出を義務付けることが望ましい。

V 児童相談所

1 児童相談所について

事業名	児童相談所管理運営費
事業の概要	(1) 児童に関する諸般の問題につき、家庭その他から相談を受けます。 (2) 児童及び家庭に必要な調査、指導並びに医学的、教育学的、精神衛生上の判定を行います。 (3) 上記の調査又は判定により、必要な指導を行います。 (4) 上記業務を適切に運営するため施設の維持、環境整備を行います。
予算額	238,423 千円
決算額	292,493 千円

(1) 児童福祉司について

市には4か所の児童相談所があり、平成30年4月現在の職員は288人、そのうち児童福祉司が109人である。

市では近年、児童虐待の相談対応件数が増加を続けており、複雑・深刻な事例も少なくない状況である。平成29年度の相談対応件数は6,796件で、4年前と比較して約5割増加している。

増大する虐待通告に対応する一方で、子どもの死亡や障害といった重大な結果に至る事態を減少させるためには、重症度・緊急度に応じて対応できる体制を整備したり、立入調査や臨検捜索等の法的な権限行使が必要となる事例に法的過誤なく対応するための専門的なチームを養成することも必要となるとされている。

児童相談所に児童福祉司は109人いるが、児童福祉司の総経験年数の平均が3.3年と短い。児童福祉司を増やしているところとはいえ、3年以下の経験者が約半数ということになる。

市においては、児童福祉司は社会福祉職として採用され、人事異動も人材育成の一環として考え、能力の伸長期においては市職員として必要不可欠な基礎的知識・能力や様々な仕事の進め方を身につけるとともに、市の業務の全体像を理解し、中長期的なキャリア形成意識を育むために、区・局、窓口部門・事業部門・管理部門等、複数の性質の異なる職務を経験するような配置とするなど、異なる分野への異動も積極的に行っているとのことである。

一方で、職員個人のキャリア形成を支援しながらも、安定的な執行体制の確保を

行うことが必要となっているため、人材育成と執行体制確保の両面から、異動サイクルの長期化を図っているところであるとのことである。

しかし、「一時保護長期化解消検討プロジェクト」の報告書において、児童相談所職員としてのキャリアによらず、一時保護及び方針決定までの流れについて十分な理解が必要であると指摘されている。担当職員のスキル・経験値によって支援の進捗状況に差が生じないように、人材育成やスーパーバイズにより、適切で効率的な支援を実施する必要がある。

管理部門に異動しては、その分専門性が養われる期間が延びることとなる。5年以上の経験を必要とするスーパーバイザーを計画的に育成する仕組みが必要である。また、長い係属期間の中で要保護児童と児童福祉司の関係が構築されることで、退所等につながると考えられる。

(表) 児童相談所別児童人口、児童福祉司人数

	中央	西部	南部	北部	合計
児童人口	136,036	108,060	147,293	174,635	566,024
児童福祉司人数	36	25	26	22	109

注. 人口は平成30年3月末日現在、児童福祉司人数は平成30年4月13日現在

(表) 児童福祉司の経験年数等の推移

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
平均経験年数(年)	2.8	2.9	2.7	3.4	3.3

注. 各年度4月現在の児童福祉司の経験年数(複数回勤務している場合は、総経験年数)

(表) 児童虐待相談対応件数の推移

(単位: 件)

区分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
区役所	868	1,016	1,578	2,131	1,971
児童相談所	3,724	3,617	3,892	4,132	4,825
市全体	4,592	4,633	5,470	6,263	6,796

意見 8 「児童福祉司について」

市では、近年、児童虐待の相談対応件数が増加を続けており、複雑・深刻な事例も少なくない状況であるが、児童相談所の児童福祉司の総経験年数の平均が 3.3 年と短い。

児童相談所の専門的な体制強化に向けた担当職員のスキル向上や経験蓄積の促進、また対象児童への関わりを寸断しないようにするという観点に照らして、短いと考えるので、児童福祉士の経験年数を長くするような総合的な人事施策を検討されたい。

(2) 児童相談所におけるアルバイトについて

児童相談所において、アルバイトを繁忙のためとして、常勤換算で約 100 人雇用している。アルバイトは、児童福祉司の補助等、多様な補助業務を担っている。

アルバイトは常時雇用されているにもかかわらず、予算には一部しか計上されておらず、期末に流用を行っている。アルバイトの賃金について、平成 29 年度予算 164,906 千円のところ、決算 232,676 千円であり、67,770 千円を流用している。

アルバイトの増加理由は、次のとおりである。

「児童福祉法の改正を受け、児童福祉司等職員の増員を図っていますが、虐待通報の増加に伴い、緊急対応とともに継続支援に係る正規職員の業務量も大きくなっています。また、一時保護所では、保護児童の増加により日々集団が変化する中、一人ひとりの子どもの状況に応じた適切な援助を確保し、安定的に対応していくために、アルバイト雇用をする必要があります。

管理運営費については、虐待通報の増加と、それに伴う一時保護等緊急対応の増加、相談件数の増加により、繁忙アルバイトを雇用して業務を行っています。

一時保護事業については、近年一時保護所に入所する児童の増加と長期化傾向が続いており、定員を超過して受入を行わざるを得ない場合があります。その中で、多品目を含む食物アレルギーのある児童や、不安定行動のある児童等、個別支援の必要な児童への対応を円滑に行う必要があるため、繁忙アルバイトを雇用しています。」

アルバイトの予算を当初に計上していない理由について、事務繁忙対応分の予算については、予算編成時点では、繁忙度合や時期が未確定であり、予算上、計上することができないためとの説明を受けたが、近年の虐待通報の増加、一時保護の増加等に伴い、常時アルバイトを雇用している実態がある。

意見 9 「アルバイトの予算について」

児童相談所におけるアルバイトは常時雇用されているにもかかわらず、予算には一部しか計上されておらず、期末に流用を行っている。

児童虐待は増加傾向にあり、恒常的にアルバイトを雇用しているのであるから、予定される繁忙度合いに応じた予算計上をされたい。

2 一時保護事業について

事業名	一時保護事業
事業の概要	一時保護は要保護児童に対し、緊急保護・行動観察・短期治療・施設入所準備を行うために実施しています。 一時保護所（中央定員42人＋自立支援14人、西部定員30人、南部定員45人、北部定員30名）では、主に、生活習慣、日常作業、学習等の指導を行うとともに、適切な施設の選定等のために行動観察や、家庭復帰に向けた自立支援を行っています。 また、乳児は乳児院に委託し、児童によっては障害児施設等の児童福祉施設や、里親及び警察署等に一時保護委託します。
予算額	834,828 千円
決算額	827,917 千円

市における児童虐待相談対応件数は、平成 29 年度に 6,796 件と年々増加しており、児童虐待に対する緊急保護を含む一時保護所入所件数も 1,361 件と増加している。

児童相談所では、児童記録票と一時保護児童観察記録票は別々にパソコンで作成し、それらに基づいて検討される援助方針会議提出票は福祉保健システムで作成している。

一時保護は、子どもの安全を確保するため「子どものシェルター」という側面を持つがゆえに、学校に通えないなど外部との交流が制限されており、子どもにとっては制約のある生活を強いる面がある。したがって、児童福祉法上、一時保護は原則として2か月を超えないこととされている。

しかし、市の一時保護所における保護の期間が40日程度と、全国平均の30日を上回っている。虐待で保護する件数が過半数であり、養育環境の改善に時間がかか

り、保護者との調整、関係構築が困難で時間を要することなどが原因となっている。

平成 29 年度の一時保護所入所件数は 1,361 件となり平成 23 年度から 7 年連続で 1,000 件を超え、なおかつ増加し続けている。また、一時保護期間 2 か月超え件数は 287 件となり、全体の 2 割を超え、一時保護所入所件数と同じく年々増加傾向である。

平成 28 年度実績に基づく調査では、一時保護が 2 か月超えの理由は、方針決定に時間を要したが 40%、入所待機が 25%などとなっている。

(表) 一時保護所入所人数・入所日数の推移

区分	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
件数	1,106	1,113	1,181	1,228	1,361
延べ日数	44,005	46,394	46,788	48,818	51,905
平均入所日数	39.8	41.7	39.6	39.8	38.1
1 日平均入所人数	120.6	127.1	128.2	133.7	142.2

この点について、一時保護が長期化していることは、市としても問題を認識しており、「一時保護長期化解消検討プロジェクト」を立ち上げ、平成 29 年 10 月に報告書をまとめている。

報告書において、次の 2 つの課題が認識されている。

課題 1 保護開始から支援方針決定までに時間を要していること

課題 2 方針決定から保護解除（家族再統合、社会的養護への移行）までに時間を要していること

これらの課題に対して、標準的な支援スケジュールの策定や、一時保護所以外の一時保護先の開拓等を実施している。

市は、一時保護を先送りできない状況の中、一時保護所の定員超過に対して、居室の割振り等で対応しているものの、児童の権利擁護のためには、一時保護所期間の短縮化を積極的に進める必要がある。

また、特に 2 歳未満の乳幼児について一時保護委託可能な里親等は、全市で 17 組しかおらず、平成 29 年度の利用は 45 件であった。一保護委託可能な里親の利用を増やすとともに、里親の数を増やす必要がある。

意見 10 「一時保護期間の短縮」

市の一時保護所における保護の期間が 40 日程度と、全国平均の 30 日を上回っている。

標準的な支援スケジュールを活用するなどして、一時保護の期間の短縮に努められたい。支援担当の職員が支援に十分な時間を割くことで一時保護期間の短縮につなげるために、児童記録票、援助方針会議提出票等の書類をシステム化するなどして、効率的に作成できるようにすることが望ましい。

さらに、一時保護委託可能な里親の利用を増やすとともに、里親の数を増やす必要がある。

VI こども家庭課

1 児童養護施設について

事業名	児童措置費等
事業の概要	児童福祉法に基づく要保護児童の児童入所施設への入所、里親・ファミリーホームへの委託、自立援助ホームへの委託、母子家庭の母子生活支援施設への入所、妊産婦の助産施設への入所等の行政措置をとった場合に、それぞれの保護又は委託後の養育にかかる費用を支弁する。
予算額	5,367,889 千円
決算額	5,451,643 千円

(1) 児童養護施設の定員

児童養護施設の平成 29 年度の定員（暫定定員）は 512 人であるが、現員は年度平均で 427 人である。

児童養護施設の暫定定員は、直近 1 年間の入所児童数と直近 3 年間の入所児童数の平均の 1.11 倍となるように算定されている。

しかし、平成 29 年度の現員が暫定定員を 2 割程度下回っている児童養護施設もある。事務費は暫定定員に対して支給される。

(表) S 児童養護施設の定員と暫定現員（平成 29 年度）

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
定員	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84
現員	66	66	66	67	67	67	69	69	69	72	72	72

受入施設のユニット別の年齢・性別構成や、口頭による児童の調査等に調整を要する場合等に、入所するまでに日数がかかる事例がある。

市も施設訪問を行い、受入状況の確認を行う等の対応をしているが、児童養護施設等の入所が決定した児童については、一時保護期間が長期化している状況もあり、施設側でも速やかに受け入れて頂くことが望ましい。

意見 11 「児童養護施設の定員」

一部の児童養護施設の現員が定員を相当下回っているにもかかわらず、速やかな

入所が進んでいない事例がある。

定員に空きのある児童養護施設に対して、受入困難の理由を文書でも得るとともに、積極的に受け入れることを指導されたい。

(2) 児童福祉費負担金の収入未済

児童福祉費負担金の収入未済額が 25,214 千円（平成 29 年度末）ある。

児童福祉費負担金の滞納に関して、毎月督促状を送付しているほか、年に一度催告状を送付している。それ以外の電話、訪問等に行っていない。

児童福祉費負担金は、児童相談所の措置で子供が施設入所した時に発生するものであり、保護者の制度への理解が得られず、積極的に督促できない状況がある。

児童福祉費負担金の滞納管理は、福祉保健システムで行っており、当該システムには、督促と納入の記録はあるが、児童福祉費負担金を滞納している理由等の個別の状況については、児童相談所の担当児童福祉司が個別に把握し記録しているものの、台帳化していない。

意見 12 「児童福祉費負担金の収入未済について」

児童福祉費負担金の滞納に関して、督促記録は残っているが、滞納している理由等の個別の状況について、正式な台帳に残していない。

児童福祉費負担金については、児童相談所の措置で子供を入所させ、親の同意が得られていないケースもあるなど、慎重な対応が必要となる場合もあるため、個別の状況を正式な台帳に残して管理することが望ましい。

2 里親について

事業名	里親推進事業
事業の概要	1 普及啓発 2 里親支援 3 里親会との連携 4 里親委託等推進員会
予算額	12,626 千円
決算額	14,983 千円

一時保護された後、子どもは家庭に戻るか、家庭に戻らない場合は、施設入所や里親に委託されることとなる。家庭復帰が 7 割、児童養護施設等に入所が 3 割程度

となっている。なお、一時保護が2か月超の児童については、家庭復帰と入所等は、ほぼ半々であった。

平成29年度末時点での入所児童等は、乳児院で66人、児童養護施設で514人、里親委託等で105人であり、685人の児童が施設や里親家庭で生活をしている。

また、児童養護施設は、市所管外の市外施設への入所も行っている。

市所管の児童養護施設の定員は、平成29年4月に横浜中里学園が開所し、542人となったが、「家庭養育優先」の国の方針もあり、市は、今後、児童養護施設を新たに整備する予定はない。

一方、里親委託率は14.7%である。里親等委託率は、近隣のさいたま市35.0%、横須賀市22.4%等と比較して低い。

(表) 登録里親の人数、里親委託児童数

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
登録里親(組)	140	141	149	159	169
委託児童数(人)	46	51	58	74	81

(表) 登録里親の人数、里親委託児童数のとおり、里親登録数は169組であり、里親として登録しているが児童の委託がまだされていない里親は106世帯(平成29年度末)ある。しかし、すでに養子縁組が成立していたり、仕事や家庭の都合で、現時点では児童を受け入れることの難しい里親がおり、委託ができる里親は54組しかいない

里親等への新規委託児童数について、平成33年度末までの4か年で125人との目標は持っているが、登録里親数の目標を持っていない。里親とのマッチングを円滑に進めるためには、より多くの里親登録が必要である。

里親を増やすため、里親制度説明会を年6回行っており、その参加者数合計は125人、これをきっかけに基礎研修を68人が受講され平成29年度中に里親に登録した世帯は21世帯である。

里親制度の周知のため、平日昼間、区役所で行っていた説明会を、平成30年度からは、一部について、平日夜間に駅の近くの会場で実施し、勤務者が参加できるような時間帯、会場で実施している。また、市と地域連携協定を結んでいる小売業の店舗において、里親の紹介ポスターを張ってもらったり、イベントを行っているほか、区のイベントでの周知を行っている。横浜市里親委託等推進委員会等に意見を求め、里親を広く周知する方法をとっているとのことである。

しかし、もっと人目につく周知方法を増やさないと、里親を増やすことは出来な

いと考える。

意見 13 「里親の増加」

国の「新しい社会的養育ビジョン」の方針では両親による養育が困難な場合に、里親や特別養子縁組による家庭養育優先の理念を掲げ、例えば乳幼児期の里親委託率を 75%に引き上げようとしており、登録里親候補の担い手の確保と育成が急務である。

そのために、市として、里親を増やす目標を持つべきである。

また、里親を知ってもらうために、幅広く企業や NPO 等とも連携して、人目につく周知方法を増やされたい。また、近年、社会貢献への関心も高まっており、社会に対し何らかの貢献をしたいと考えている方も増えていることから、こうした方に里親のことを周知することで、里親を増やすなど効果的な周知方法を検討されたい。さらに、民間のフォスタリング機関との連携も検討されたい。

例えば、大阪府では、赤ちゃんのみ、短期の里親を増やしているなど、都市部の試みが参考になる。横須賀市は、日本財団と連携して、社会養護が必要な子供たちの特別養子縁組を推進する事業を進めている。

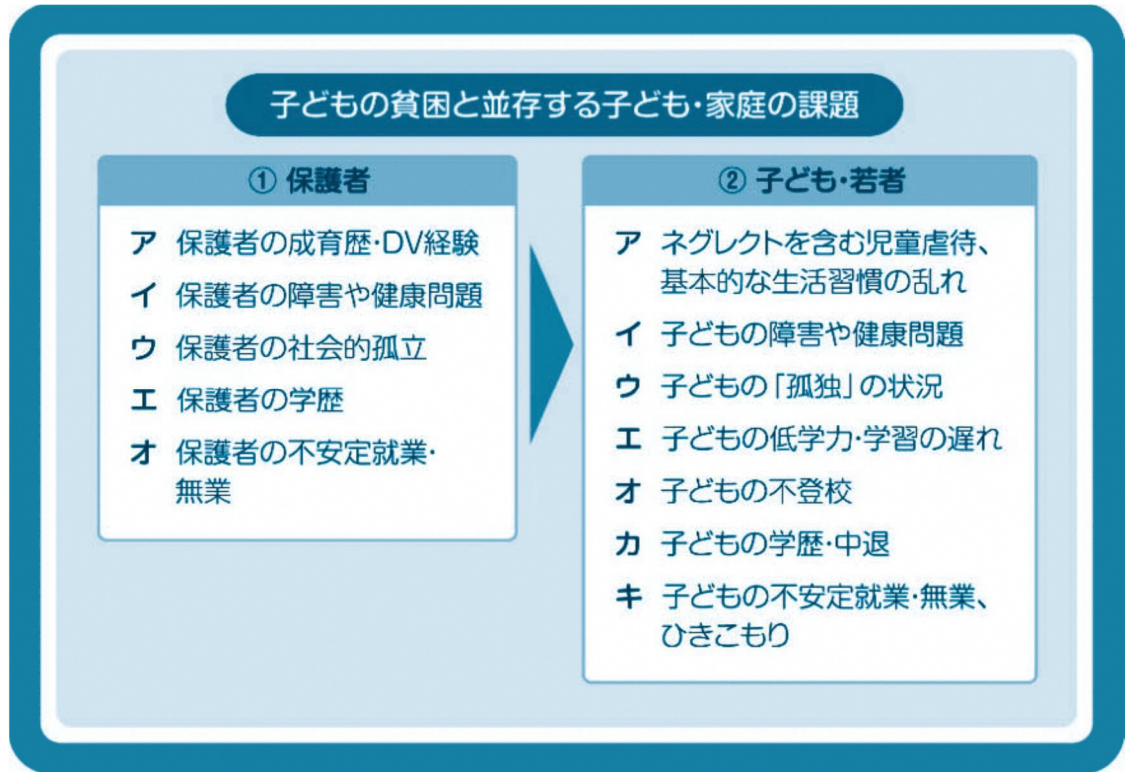
3 保護者に対する施策について

家庭の孤立化により周りから子育てのサポートを受けられず、虐待に至るケースがあることが判明している。そこで、不適切な養育や児童虐待の未然防止のために、保護者への支援が必要である。

子どもの貧困の背景に存在する、子どもと家庭が抱える多様な困難な状況を整理したところ、保護者が抱える困難が、子どもの育ちに影響を与え、困難状況が親から子へ引き継がれる「世代間連鎖」が存在することが示唆されている。

虐待につながるリスクとしては、保護者の成育歴や育児中の社会的孤立等、様々な要素が複合的に絡み合っており、カウンセリングや社会的孤立を減らすような保護者への支援を実施する必要がある。また、虐待がエスカレートしていくことを防ぐため、早い段階での関与が重要である。

(図) 横浜市子どもの貧困対策に関する計画より



横浜市子供を虐待から守る条例第4条第7項において、「市は、子供を虐待から守るため、次の各号に掲げる事項に関する調査研究等を行うとともに、必要な広報その他の啓発活動及び教育に努めなければならない。

- (1) 親になるための準備
- (2) 虐待を受けた子供がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析
- (3) 虐待の予防及び早期発見のための方策
- (4) 虐待を受けた子供のケア並びに虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方
- (5) 学校の教職員及び児童福祉施設の職員が虐待の防止に果たすべき役割とある。

意見 14 「虐待の予防と早期対処について」

虐待を予防し、早期に対処するために、どこに啓発していけばよいか、事例を分析して、アプローチの方法を研究されたい。

また、事例分析を通じて、虐待が起こりにくい状況を分析し、その内容を啓発さ

りたい。

横浜市にある全国唯一の児童虐待問題の研修等を行っている、子どもの虹情報研修センターと協力するなどして、実施されたい。

例えば、保護者のサポートのため、申請書類に SNS の送付の可否欄を設けて、SNS での情報提供をするとか世代に対応した施策を検討されたい。

4 横浜型児童家庭支援センター運営費補助・子育て短期支援事業について

事業名	横浜型児童家庭支援センター運営費補助・子育て短期支援事業
事業の概要	児童家庭支援センターにおける養育にかかる専門的な相談・支援や子育て短期支援事業の実施により、養育に不安を抱える家庭が地域での生活を継続できるよう、区や児童相談所等の関係機関と連携し支援している。
予算額	257,804 千円
決算額	218,821 千円

横浜型児童家庭支援センター（以下、「センター」という。）は、公募により選定された社会福祉法人等により設置運営されており、市は当該社会福祉法人等に対して運営費等を補助している。

市では、センターの果たす役割の重要性を認識し、全区に1か所を目標に計画を進めており、平成 29 年度末現在で 11 か所の施設が設置・運営されている。

（表）センターの設置・運営状況

行政区	センター名称	設置主体 (運営主体)	事業開始 年度
旭区	児童家庭支援センター おおいけ	社会福祉法人旭児童ホーム	平成 22 年度
泉区	杜の郷子ども家庭支援センター	社会福祉法人杜の会	平成 22 年度
中区	児童家庭支援センター みなと	社会福祉法人キリスト教 児童福祉会	平成 23 年度
南区	児童家庭支援センター むつみの木	社会福祉法人たすけあい ゆい	平成 24 年度

行政区	センター名称	設置主体 (運営主体)	事業開始 年度
都筑区	児童家庭支援センター かわわ	社会福祉法人旭児童ホーム	平成 24 年度
港南区	のぼ こども家庭支援センター	社会福祉法人和枝福社会	平成 25 年度
港北区	ラ・コッコラ港北	社会福祉法人千里会	平成 28 年度
磯子区	こども家庭支援センター ゆいの木	社会福祉法人たすけあい ゆい	平成 28 年度
瀬谷区	児童家庭支援センター ういず	特定非営利活動法人さくらんぼ	平成 28 年度
保土ケ谷区	ゆめのね	社会福祉法人ほどがや	平成 29 年度
戸塚区	くらき	社会福祉法人久良岐母子福社会	平成 29 年度

(1) 市ホームページでの施設名称等の公開について

市は、センターの広報手段として、「横浜型児童家庭支援センターのごあんない」というパンフレットを作成し、区役所の窓口等で対象となる世帯に案内している。また、事業を実施している社会福祉法人等は、独自にホームページやパンフレットを作成し、サービス内容や利用方法等を案内している。一方で、市ホームページでは、センターの施設名称や住所、設置（運営）主体等の情報は公開されていない。

意見 15 「横浜型児童家庭支援センターの存在の周知について」

利用者にとって、パンフレットや社会福祉法人等のホームページにより一定の情報は得られるものの、より多くの人にセンターの存在を周知するという点では、情報の提供が不十分であると考ええる。

よって、横浜型児童家庭支援センターの施設名称や住所、設置（運営）主体のホームページとのリンク等、市民にとって有用と考えられる情報を市ホームページにて公開することが望ましいと考える。

(2) パンフレットの記載情報拡充について

利用者からの相談実績として、従来の電話や来所による相談に加えて、近年メー

ルによる相談が増加傾向にある。そのような状況の中、一部の社会福祉法人等はメールによる相談窓口を設置しており、ホームページで公開している。一方で、利用者に配布している「横浜型児童家庭支援センターのごあんない」には、各センターの名称、住所、電話番号が記載されているが、センターの URL やメールアドレスの記載がない。

意見 16 「横浜型児童家庭支援センターへの相談方法の周知について」

利用者にとって、センターへの相談方法が複数用意されていることを周知するという点では、情報の提供が不十分であると考ええる。

よって、センターの URL やメールアドレスといった情報を拡充するなど、利用者にとって有用と考えられる情報を整理したうえで、パンフレットの記載内容を見直すことが望ましいと考える。

5 民間児童福祉施設耐震対策事業について

事業名	民間児童福祉施設耐震対策事業
事業の概要	厚生労働省から耐震診断が必要な施設として昭和 56 年 12 月以前に建築された建物（旧耐震で設計された建物）のうち、2 階建以上又は延床面積 200 m ² を超える施設（棟）について、順次、耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修等を実施している。
予算額	606,295 千円
決算額	723,192 千円

耐震性能に問題がある未着手の施設について、早急に対策を講じなければならないが、国等の支援が大きく見込めないため、市では計画的に事業を実施している。

（表）耐震改修施設数・執行額の推移

区分	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
施設数	1	1	1	0	2
金額（千円）	287,654	525,152	380,890	180,502	723,192

（※）施設数は当該年度に耐震改修が完了した数を示す。

(1) 事業実績報告における領収書等の入手について

児童養護施設等整備費補助金の事業実績報告において、事業者が提出する書類は「横浜市児童養護施設等整備費補助金交付要綱」（以下、「要綱」という。）で定められている横浜市児童養護施設等整備費補助金実績報告書（第4号様式）を用いなければならないこととされている。また、事業実績報告書の添付書類は「横浜市補助金等の交付に関する規則」（以下、「規則」という。）第14条第1項で列挙されているもののほか、要綱第13条第2項で列挙されている。

添付書類のうち、規則第14条第1項第2号で規定されている領収書その他の補助金等の収支計算に係る支出を証する書類又はその写し（以下、「領収書等」という。）については、本補助金をもって充てる以外には支払いが困難であると市長が認める経費に係るものであれば、実績報告書の提出時には添付を省略することができ、その場合は当該経費の支払い後に速やかに提出することとなっている（要綱第13条第4項）。

○横浜市補助金等の交付に関する規則（抜粋）

（実績報告）

第14条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。第3号及び第3項第3号において同じ。）は、速やかに、次に掲げる書類により市長に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る市の会計年度が終了した場合も、同様とする。

(1) 補助事業等の成果を記載した実績報告書

(2) 補助金等に係る収支計算に関する事項を記載した決算書及び領収書その他の当該収支計算に係る支出を証する書類又はその写し（以下単に「領収書等」という。）

～省略～

(6) その他市長が必要と認める書類

○横浜市児童養護施設等整備費補助金交付要綱（抜粋）

（事業実績報告）

第13条 補助金規則第14条第1項の規定により社会福祉法人が提出する書類は、横浜市児童養護施設等整備費補助金実績報告書（第4号様式）用いなければならない。

2 補助金規則第14条第1項第6号の規定により市長が必要と認める事業実績報告

書への添付書類は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 検査済証の写し
- (2) 工事完了又は部分完了検査調書
- (3) 委託完了又は部分完了検査調書
- (4) 物品検収調書

～省略～

4 実績報告書の提出にあたり、補助対象経費のうち本要綱に基づき交付する補助金をもって充てる以外には支払いが困難であると市長が認める経費については、補助金規則第14条第1項第2号に定める領収書等の提出は省略できるものとする。

ただし、省略する場合にあっても、当該経費の支払い後に受領した領収書等については、第18条の関係書類として保存するとともに、その写しを市長に速やかに提出しなければならない。

平成 29 年度における補助対象事業 2 件の事業実績報告書等を閲覧したところ、そのうちの 1 件について、工事契約書等の写しはあるものの、規則第 14 条第 1 項第 2 号で規定されている領収書その他の補助金等の収支計算に係る支出を証する書類又はその写し（以下、「領収書等」という。）が事業者から提出されていなかった。

担当職員は、当該領収書等の提出を事業者に督促していなかったとのことである。

なお、本補助対象事業は平成 28 年度から実施しているが、当該年度の事業実績報告書等を閲覧したところ、平成 29 年度と同様に領収書等が事業者から提出されていなかった。

（表）領収書等が提出されていなかった工事等

補助対象年度	工事等名称	金額	領収書日付
平成 28 年度	児童養護施設再整備改築工事 （仮設小舎棟賃貸借） 引渡時分及び外構増減工事	53,863,920 円	平成 29 年 11 月 9 日
	児童養護施設再整備改築工事 平成 28 年度出来高払い分	54,000,000 円	平成 29 年 4 月 20 日

補助対象 年度	工事等名称	金額	領収書日付
	児童養護施設再整備改築工事 (仮設小舎棟賃貸借) リース料	1,039,528 円	平成 29 年 4 月 20 日
	児童養護施設再整備改築工事 に伴う監理業務委託 平成 28 年度出来高払い分	1,620,000 円	平成 29 年 4 月 20 日
平成 29 年度	児童養護施設再整備改築工事 備品代	9,030,312 円	平成 29 年 12 月 14 日
	児童養護施設再整備改築工事 残金払の一部	210,000,000 円	平成 30 年 2 月 23 日
	児童養護施設再整備改築工事 残金払及び増減工事	280,536,000 円	平成 30 年 3 月 22 日
	児童養護施設再整備改築工事 に伴う監理業務委託 平成 29 年度出来高払い分	14,580,000 円	平成 30 年 3 月 22 日
	児童養護施設再整備改築工事 (仮設小舎棟賃貸借) リース料及び解体費用	11,399,155 円	平成 30 年 3 月 29 日

指摘 5 「補助対象事業の事業実績報告書について」

提出書類に不足があった場合は、事業者に対して適時に督促を行う運用を徹底する必要がある。

意見 17 「補助対象事業の事業実績報告書について」

このような状況が生じた理由を分析するに、実績報告書の様式に領収書等の提出に関する記載がないため、事業者等が領収書等を提出する必要があることを認識しづらいこと、担当職員が提出書類に不足がないかチェックする際に見落としやすいことが挙げられる。

領収書等を確実に入手するために、実績報告書の様式の記載内容を見直す要綱の改正を検討されたい。

6 母子父子寡婦福祉資金貸付事業について

事業名	母子父子寡婦福祉資金貸付事業
事業の概要	配偶者のない女子及び男子の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、その子どもの福祉の増進を目的として、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦家庭に事業開始資金をはじめ修学資金等 12 種の資金を貸付けている。
予算額	441,892 千円
決算額	289,194 千円

(1) 滞納者の個別情報管理について

滞納管理の一環として、滞納者ごとに個別状況や交渉履歴等を個票と呼ばれる紙書類で管理している。

個票には定まった様式はなく、福祉保健システムから出力した償還（返済）予定表の裏面を利用するなど、滞納者ごとに記載方法は異なっている。また、個票に記載すべき項目や内容を定めたマニュアル等はなく、研修を通じて職員に対する指導を行っている。

監査において個票を閲覧したところ、滞納者ごとに個票に記載してある項目や内容が統一されていなかった。また、担当者のメモによると、研修で指導した内容に沿わない記載がなされた事例があった。

意見 18 「母子父子寡婦福祉資金貸付事業に係る滞納管理について」

個票には定まった様式がないことから、記載する項目や内容は、担当者の知識や経験による部分が大きいものとする。研修のみによる知識の定着には限界があり、経験の浅い担当者にとって、滞納管理に必要な項目や内容を網羅的に記載することは難しい状況であるといえる。

滞納者の個別情報管理は、滞納管理に非常に有効と考えられるため、個票に記載すべき項目や内容の整理を行い、個票の統一的な様式、マニュアルなどを作成することが望ましいと考える。

(2) システムでの一元的な情報管理について

貸付事業における債務者の償還金の調定、収納に関する情報は、福祉保健システムにおいて管理されている。一方、滞納管理に関する情報は、電話による納付案内

の状況等はスプレッドシートで、滞納者ごとの個別状況や交渉履歴等は個票と呼ばれる紙資料で管理されている。

監査において個々の情報管理状況を確認したところ、スプレッドシートは使用目的ごとに複数ファイル存在しており、同一の債務者に関する情報が分散している状況にある。また、個票は基本的に手書きで作成しており、2次的に情報を利用しようとする場合、別途電子データを作成するなどの作業が追加で必要となる状況にある。

意見 19 「母子父子寡婦福祉資金貸付事業に係る情報管理について」

スプレッドシートによる情報管理は、各種情報の統合を進めるなど一元化に向けて取組を実施しているとのことである。しかしながら、スプレッドシートなどによる情報管理には限界があり、より効率的かつ効果的に滞納管理を行うためには、高度なシステム化が必要になると考える。

ほかの貸付事業では滞納管理も含めてシステム化するなど、事業運営の効率化、有効化を図っている。そのため、本事業においても、次回のシステム更新にあたっては、一元的に情報管理ができる仕組みを構築することが望まれる。

7 児童扶養手当について

事業名	児童扶養手当支給事業
事業の概要	児童扶養手当法及び関係法令等に基づき、父と生計を同じくしていない又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童の福祉の増進を図ることを目的として、児童扶養手当を支給します。
予算額	10,351,586 千円
決算額	9,666,464 千円

(1) 児童扶養手当返納金の発生要因

児童扶養手当の支給要件に当てはまらなくなった場合、受給者自らが直ちに資格喪失の手続を取らなければならないこととされている。

しかし、当該届出を過失等により失念していた場合には、資格喪失又は減額となる事由が発生した日から当該届出の提出（又は通報等）までの間に支払われた児童扶養手当が、過誤払いとされ同返納金となる。具体的には次の事由に基づき、児童

扶養手当返納金が発生することとなる。

- ・母等が婚姻したとき（事実婚を含む）
- ・公的年金を受給するようになったとき
- ・児童福祉施設及び社会福祉施設等に児童が入所し、母等に監護されなくなったとき
- ・手当支給されている住所からの転出 等

（表）児童扶養手当返納金の実績の推移のとおり、児童扶養手当返納金の収入未済額は 256 件、116,449 千円（平成 29 年度末）である。

年金の支給について過去にさかのぼる場合 5 年間遡及するため、児童扶養手当の支給要件に該当しなくなり、5 年間の児童扶養手当を返納することとなり、多額の返納金が生じる要因となっている。

（表）児童扶養手当返納金の実績の推移

（単位：千円）

年度	調定額	収入済額	不納欠損	収入未済	収納率	累積件数
29 年度	161,536	29,700	15,386	116,449	18.4%	256 件
28 年度	153,365	27,903	1,677	123,789	18.2%	—
27 年度	151,136	17,682	16,900	116,553	11.7%	—
26 年度	173,978	30,026	15,197	128,753	17.3%	—
25 年度	173,386	34,073	—	139,313	19.7%	—

（2）児童扶養手当返納金の債権管理

児童扶養手当返納金の債務者に対して行っている催告等は以下のとおりである。

- ・分納者に毎月催告状を送付する。
- ・分納のない人に年 2 回催告の電話をかける。
- ・催告状及び電話に反応のない人に訪問等はしていない。

平成 30 年度に財政課から徴収対策の見直し依頼があったが、「横浜市債権等に関する規則」で求められる管理台帳がシステム管理となっている。

債権管理は納付金額のみシステム管理しているが、債務者の返納状況や催告への反応状況や債務者の状況等の個別状況の記載は管理台帳を補完する紙台帳で行っている。引継は、分納申請書があるものは分納申請書とメモのみとのことである。担当職員が 1 名であるため、属人的な業務遂行となっている。

残高 200 万円以上の債務者について管理状況を確認したところ、平成 30 年 7 月

の催告の電話をかける際に、抽出漏れが1件あり、催告の電話をしていないことが判明した。催告対象者の中から直近の納付状況を1件1件の画面を見て、電話をする対象を抽出している。この際に、紙台帳の交渉履歴は確認していない。抽出漏れがあっても検証されることがない。

(表) 児童扶養手当返納金残高 200 万円以上の事例 (単位:円)

氏名	債権総額	状況
A	2,857,540	生活保護受給者。
B	2,775,900	催告電話漏れ。
C	2,387,840	債務整理中受任通知あり。
D	2,331,960	不納欠損予定。
E	2,306,950	平成 29 年 8 月督促するも反応なし。
F	2,273,570	生活保護受給者。沖縄県へ転出。
G	2,044,280	不納欠損。

財務会計システムに現年の督促日欄はあるが、過年度債権の催告日欄、個別状況の記載欄がない。そのため、過年度債権の催告日や債務者の反応等の交渉履歴を財務会計システム等で管理できない。

現年の督促日及び過年度債権の催告日、個別状況の記載は、管理台帳を補完する紙台帳で管理している。

指摘 6 「児童扶養手当返納金の滞納催告」

児童扶養手当返納金の滞納について、平成 30 年 7 月の催告の電話をかける際に、抽出漏れが1件あり、催告の電話をしていないことが判明した。

催告の電話をかける債務者の抽出方法を明確にして、催告を実施する必要がある。

意見 20 「財務会計システム上での債権管理について」

財務会計システムの更新にあたっては、催告日、債務者との交渉履歴を入力する欄を設けて、債権管理をシステムでできるようにすることが望ましい。

意見 21 「児童扶養手当返納金の発生防止について」

多額の児童扶養手当返納金が生じることを防ぐために、児童扶養手当の手当額の決定時において、年金の受給資格を確認し、受給資格がある場合には、年金受給手続を説明することが望ましい。

年金事務所が遡及して支給する場合に、児童扶養手当の支給を確認し、市と児童扶養手当の返納に充てることを受給者に納得してもらうことが望ましい。

Ⅶ 障害児福祉保健課

1 障害児施設措置費事業及び法外扶助費について

事業名	障害児施設措置費・法外扶助費	
事業の概要	児童福祉法に基づき、要保護児童を入所施設に措置した場合には、それぞれの措置後の保護につき児童福祉施設最低基準を維持するための費用を支弁する。	
予算額	措置費：1,205,940 千円	法外扶助費：841,167 千円
決算額	措置費：1,113,654 千円	法外扶助費：825,197 千円

(表) 障害児施設措置費・法外扶助費の推移

区分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
施設数	31	27	30	30	30
月平均措置人員(人)	162	161	163	187	195
措置費(千円)	860,313	867,943	927,710	969,963	1,113,654
法外扶助費(千円)	461,101	461,563	550,496	724,338	825,197

障害児施設措置費及び法外扶助費の請求及び精算に関する提出書類の提出期限については、「横浜市児童入所施設等措置費等・法外扶助費支弁取扱要領」（以下、「取扱要領」という。）に以下のとおり規定がある。

概算請求	概算請求は、毎四半期の当初月の 5 日までに請求書及び内訳を市長あてに提出するものとする。
精算	精算は、当該四半期終了後 5 日以内に精算書及び内訳書を提出するものとする。

補助金請求書及び精算書等の書類を閲覧したところ、取扱要領第 3 条に定められた期限を遵守していない事業者が大半であり、中には平成 29 年度第 1 四半期の概算請求書の日付が平成 29 年 5 月、精算書の日付が平成 30 年 2 月となっている事例があった。

(表) 概算請求書の提出状況

提出日	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	計
期限内 (5日まで)	3	4	3	2	12
6日～15日	1	1	0	3	5
16日～31日	1	1	3	2	7
翌月以降	2	1	1	0	4
計	7	7	7	7	28

(表) 精算書の提出状況

提出日	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	計
期限内 (5日まで)	2	1	1	3	7
6日～15日	0	0	1	0	1
16日～31日	2	2	3	3	10
翌月以降	3	4	2	1	10
計	7	7	7	7	28

書類の授受管理方法について市の所管課に確認したところ、市は管理簿を作成するとともに、毎四半期の当初月の月末を経過した時点を目途に、各事業者の確認の連絡を行っている旨の回答があった。

しかし、管理簿には、支出命令番号が記載されているものの、書類の提出期限や提出日、督促日等は記載されておらず、各事業者への督促の時期も遅いことから、提出期限遵守に対する指導が十分に行われているとは言えないと考える。

意見 22 「補助金請求書及び精算書の提出について」

補助金請求書及び精算書について、大半の施設において取扱要領に定められた提出期限が守られていない。補助金を適時に支給できるよう、期限遵守について各事業者への指導を徹底することが望まれる。

また、大半の事業者が提出期限を超過している現実を踏まえると、取扱要領の定めが事業者の精算事務等に係る負荷を十分考慮していないことも考えられる。事業者が期限内に請求書や精算書を提出できない理由を把握し、必要に応じて取扱要領を含めた事務処理の見直しを検討されたい。

Ⅷ 青少年育成課

1 青少年3施設運営事業について

事業名	青少年3施設運営事業
事業の概要	<p>青少年の健全育成を図るため、青少年活動及び青少年育成者の支援に資する施設を設置している。</p> <p>平成18年度に指定管理者制度が導入され、現在、青少年育成センター・野島青少年研修センターについては、公益財団法人よこはまユースが、横浜こども科学館については、コングレ・NTTファシリティーズ共同事業体が指定管理者として運営を行っている。</p>
予算額	339,767 千円
決算額	340,273 千円

(1) 青少年3施設運営事業

市の青少年施設は3施設が設置されており、いずれの施設も指定管理者によって運営されている。

(表) 青少年3施設の概要

施設名	横浜市野島青少年研修センター	横浜市青少年育成センター
事業内容	<p>青少年の育成及び交流活動に関すること</p> <p>市民の青少年の育成に関する取組に対する支援に関すること</p> <p>青少年の育成に関する相談及び情報の提供に関すること</p> <p>上記の事業のための施設の提供に関すること</p> <p>その他青少年施設の設置の目的を達成するために必要な事業</p>	
施設	<p>宿泊室、食堂、ちゅう房、浴室、研修室及び和室</p> <p>ビジターホール及びホール</p>	<p>研修室、ミーティングルーム及び和室</p> <p>音楽スタジオ</p> <p>活動支援室</p>
所在地	横浜市金沢区野島町 24-2 野島公園内	横浜市中区住吉町 4-42-1

指定管理者	公益財団法人 よこはまユース	公益財団法人 よこはまユース
指定管理期間	平成 28 年 4 月 1 日から 平成 33 年 3 月 31 日まで	平成 28 年 4 月 1 日から 平成 33 年 3 月 31 日まで
開館日数 (平成 29 年度)	359 日	325 日
利用者数 (平成 29 年度)	34,747 人	44,258 人

施設名	横浜こども科学館（愛称：はまぎん こども宇宙科学館）
事業内容	青少年の科学に関する知識を啓発し、創造性豊かな青少年の育成に寄与すること
施設	宇宙劇場（プラネタリウム） 教室・工房等
所在地	横浜市磯子区洋光台 5-2-1
指定管理者	コングレ・NTT ファシリテ ィーズ共同事業体
指定管理期間	平成 28 年 4 月 1 日から 平成 33 年 3 月 31 日まで
開館日数 (平成 29 年度)	333 日
入館者数 (平成 29 年度)	323,382 人
プラネタリウム 投影日数 (平成 29 年度)	328 日
プラネタリウム 入場者数 (平成 29 年度)	168,823 人

青少年育成課から事業内容についての資料提供を受け、ヒアリングを実施したところ、施設の設置者である市と指定管理者との間では、下表のとおり、月次での利

利用者数の確認、四半期毎に実施する定例会における利用者数の確認、運営方針の確認、設備保守関係の打ち合わせを行っているが、定例会について議事録を作成していないことが分かった。

頻度	青少年育成課と指定管理者との打ち合わせ内容等
月次	利用者数の確認
四半期毎	定例会の実施 ・利用者数の確認 ・運営方針の確認 ・設備保守関係の打ち合わせ

意見 23 「市と指定管理者との意見交換の記録について」

横浜市青少年施設条例第5条第2項によれば、「指定管理者は、横浜市の青少年の育成に関する施策の方針を理解し、青少年の育成のための事業を自ら企画し、及び実施し、並びに市民及び事業者による青少年の育成に関する取組に対する支援を行うものでなければならない。」とされている。

市としては、まず、指定管理者が市の青少年の育成に関する施策の方針を十分に理解していることを確認することが重要であり、その旨を文書化しておくことには意義があるものと思われる。

市と指定管理者との間で実施されている定例会において意見交換した事実関係を議事録に残し、青少年施設のより良い事業運営に役立てることが望ましい。

Ⅸ 放課後児童育成課

1 放課後キッズクラブ事業について

事業名	放課後キッズクラブ事業
事業の概要	小学校施設を活用し、すべての子どもたちを対象にした「遊びの場」と、留守家庭児童を対象にした「生活の場」を兼ね備えた、安全で快適な放課後の居場所を提供している。
予算額	4,161,579 千円
決算額	3,769,588 千円

都市化による遊びの場の減少、少子化・核家族化による子ども同士の交流機会の減少、女性の就業率増加による留守家庭児童の増加と子どもの安全に対するニーズの増大等、子どもたちを取り巻く環境の変化を踏まえて事業を実施している。

市では、平成 31 年度末までにすべての小学校（341 校）で「放課後キッズクラブ」を開設するため、「はまっ子ふれあいスクール」からの転換を順次進めており、平成 30 年 4 月 1 日時点で 252 か所に整備されている。

(表) 放課後キッズクラブ整備率の推移

区分	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
整備数	105 か所	109 か所	157 か所	205 か所	252 か所
整備率	27%	32%	46%	60%	74%

(1) 備品購入について

放課後キッズクラブ事業で使用する標準的な備品については、「横浜市放課後キッズクラブ事業実施要綱」（以下、「要綱」という。）第 15 条において、市が調達し貸与するものと定められている。もし、市が貸与した備品が、事業者の故意又は重大な過失により滅失し、もしくははき損し、又はその返還が不可能となった場合は、局長の指定した期間内に代品を納め、もしくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならないと定められている。

○横浜市放課後キッズクラブ事業実施要綱（抜粋）

（備品管理等）

第16条 放課後キッズクラブで使用する標準的な備品については、横浜市が調達し貸与するものとする。なお、運営主体は、貸与された施設や備品について善良

な管理者の注意をもって取り扱うものとし、故意または重大な過失により滅失し、若しくはき損し、またはその返還が不可能となったときは、区長の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、または損害を賠償しなければならない。また、運営主体の故意または過失によらない施設の修繕及び備品の修理等については、別途区長に協議するものとする。

一方、その他事業を運営する際に必要となる備品の購入費用については、補助対象経費に含まれることとなる。なお、補助対象経費で購入した備品が、事業者の故意又は重大な過失により滅失し、もしくはき損した場合の取扱いは明確に定まっていない。

監査において担当職員に「標準的な備品」の定義を尋ねたところ、「標準的な備品」の定義はなく、備品の購入については、運営法人で調達し、各クラブに対する運営状況調査の際に、本市職員が物品受払簿の確認をしている、との回答であった。

意見 24 「放課後キッズクラブ事業で使用する標準的な備品について」

要綱において標準的な備品は市が調達し貸与するものと定められているにもかかわらず、実態として事業に必要な備品の多くは事業者が購入している状況にある。緊急を要する場合等、やむを得ない事情による側面があるものの、要綱の規定が形骸化している状態は望ましいとはいえない。

また、補助対象経費で購入した備品が、事業者の故意又は重大な過失により滅失等した場合の取扱いが明確でなく、市に損害が生ずる可能性もある。

よって、「標準的な備品」の定義を明確にし、備品管理にかかる事務を見直すことが望ましい。

2 はまっ子ふれあいスクール事業について

事業名	はまっ子ふれあいスクール事業
事業の概要	従来型はまっ子ふれあいスクール事業の委託・運営支援及び充実型はまっ子ふれあいスクール事業の補助・運営支援並びに特別支援学校等はまっ子ふれあいスクール事業の委託・運営支援を行っている。
予算額	1,135,843 千円
決算額	1,124,222 千円

社会環境の変化等に伴う放課後の集団遊びの機会の減少等を踏まえ、児童の創造性、自主性、社会性等を養うため、児童が通い慣れている学校施設を利用して、異年齢児間の遊びを通じた交流及び児童の安全で健やかな放課後の居場所づくりを促進し、児童の健全育成を図ることを目的に事業を実施している。

留守家庭児童の増加に伴い、特に保育園卒園児の保護者の中には保育所と同程度のサービスを求める保護者が増えていることから、児童の就学後も安全で快適な放課後の居場所づくりを推進することにより、保護者の就労支援が途切れることがないようにサービス内容を検討する必要があるため、平成 31 年度末までに、特別支援学校を除く、すべてのはまっ子ふれあいスクールを放課後キッズクラブへ転換することを予定している。

(表) はまっ子ふれあいスクール数の推移

区分	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
設置数	258 校	241 校	236 校	189 校	140 校

(1) 備品購入について

はまっ子ふれあいスクール事業で使用する標準的な備品については、「横浜市はまっ子ふれあいスクール事業実施細目」(以下、「細目」という。)の「11 備品管理等」において、市が調達し貸与するものと定められている。もし、市が貸与した備品が、事業者の故意又は重大な過失により滅失し、もしくははき損し、又はその返還が不可能となったときは、局長の指定した期間内に代品を納め、もしくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならないと定められている。

○横浜市はまっ子ふれあいスクール事業実施細目（抜粋）

11 備品管理等

はまっ子ふれあいスクールで使用する標準的な備品については、横浜市が調達し貸与するものとする。

なお、運営主体は、貸与された施設や備品について善良な管理者の注意をもって取り扱うものとし、故意又は重大な過失により滅失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、局長の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

また、補助事業者の故意又は過失によらない施設の修繕及び備品の修理等については、別途局長に協議するものとする。

一方、その他事業を運営する際に必要となる備品の購入費用については、局長又は区長が特に必要と認めた場合に、委託料に含めて事業者を支払われることとなる。なお、委託料で購入した備品が、事業者の故意又は重大な過失により滅失し、もしくはき損した場合の取扱いは明確に定まっていない。

監査において担当職員に「標準的な備品」の定義を尋ねたところ、「標準的な備品」の定義はなく、備品の購入については、市が認めたものを事業者が購入しているとの回答であった。市が調達する場合、時間を要するものもあるため、ものによっては事業の実施に影響を及ぼす可能性があるとのことである。

意見 25 「はまっ子ふれあいスクール事業で使用する標準的な備品について」

細目において標準的な備品は市が調達し貸与するものと定められているにもかかわらず、実態として事業に必要な備品の多くは事業者が購入している状況にある。緊急を要する場合等、やむを得ない事情による側面があるものの、細目の規定が形骸化している状態は望ましいとはいえない。

また、委託料で購入した備品が、事業者の故意又は重大な過失により滅失等した場合の取扱いが明確でなく、市に損害が生ずる可能性もある。

よって、「標準的な備品」の定義を明確にするとともに、委託料で購入した備品が、事業者の故意又は重大な過失により滅失等した場合の取扱いを明確にするなど、備品管理にかかる事務を見直すことが望ましい。

3 放課後児童クラブ事業について

事業名	放課後児童クラブ事業
事業の概要	・放課後児童クラブの運営に関する支援を行っている。 ・条例に規定された面積基準等を満たしていない放課後児童クラブについて、平成31年度末までに適合するよう支援している。
予算額	2,606,711 千円
決算額	2,260,740 千円

(1) 実績報告書の内容確認について

放課後児童クラブの運営は、運営委員会又は法人で、児童福祉法第34条の8第2項に規定される放課後児童健全育成事業の届出を行っており、かつ、区長が適当と認めたものを行っている。市は、当該運営主体に対して、事業の実施に必要な補助金（放課後児童クラブ事業費補助金）を交付している。

放課後児童クラブ事業費補助金の実績報告において、実績報告書の添付書類は「横浜市補助金等の交付に関する規則」第14条第1項で列挙されており、「横浜市放課後児童クラブ事業補助金交付要綱」（以下、「要綱」という。）における横浜市放課後児童クラブ事業費補助金実績報告書（第20号様式）でより詳細に定められている（要綱第10条1項）。

○横浜市放課後児童クラブ事業費補助金交付要綱（抜粋）

（実績報告）

第10条 運営費補助の交付を受けた補助事業者は、事業終了後区長が定める期日までに横浜市放課後児童クラブ事業費補助金実績報告書（第20号様式。以下「実績報告書」という。）に横浜市放課後児童クラブ事業費補助金執行状況報告書（実績報告用）（第20号様式の2）を添付して区長に提出しなければならない。また、前条第1項により補助事業の完了前に補助金の全部又は一部の交付を受けた場合は、補助金の精算を行わなければならない。

○横浜市放課後児童クラブ事業費補助金実績報告書（抜粋）
4 収支報告 別添のとおり
5 添付書類
(1) 横浜市放課後児童クラブ事業費補助金 執行状況報告書（実績報告用）（第20号様式の2）
(2) 常勤職員の給与台帳（1年分の写し）
(3) 非常勤職員等の給与台帳の写し（ただし、年間支払額が10万円以上のもの）
(4) 領収書の写し（1件あたりの支払い金額10万円以上のもの）
(5) 見積書の写し（1件あたりの支払金額が100万円以上の場合に徴収した、2社以上の見積書の写し）
(6) 積立金がある場合は、金額の分かる通帳等の写し
(7) その他報告に必要な書類

平成 29 年度における補助対象事業のうちサンプルで 6 件の実績報告書等を閲覧したところ、そのうちの 2 件について、収支報告において支出内容が不明確な項目が含まれていた。

（表）支出内容が不明確な項目

クラブ名	事業者名	項目	内容	金額
A クラブ	X 法人	管理運営費 その他	その他委託費	2,460,920 円
B クラブ	X 法人	管理運営費 その他	その他委託費	574,062 円
			借入金	1,708,464 円
			割賦	1,905,318 円

支出内容の詳細について担当職員に確認したところ、「区で実施する「運営状況調査」（3年に一度実施）において、各項目の詳細について確認を行います。そのため、現時点で内容を把握していません。」との回答があった。

また、1 件あたりの支払い金額が 10 万円以上であれば領収書の写しを事業者に提出してもらう必要があるが、個別にクラブに聞き取りなどの確認は行わずに、領収書の写しの提出がなかったことをもって、1 件あたりの支払い金額が 10 万円未満であると判断し入手していなかった。

指摘7 「補助対象経費の確認について」

横浜市補助金等の交付に関する規則第15条において、補助金の額の確定にあたっては、実績報告書の書類の審査を行い、必要に応じて現地調査等を実施することが求められており、当該実績報告に係る補助事業の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合することを確認する必要がある。

よって、収支報告の記載内容だけでは該当する支出が補助対象経費に含まれるものか判断が難しいものが含まれている場合、詳細な確認は「運営状況調査」にて実施するとしても、実績報告書の審査段階において事業者に支出内容の聞き取りなどを実施する必要がある。

○横浜市補助金等の交付に関する規則（抜粋）

(補助金等の額の確定等)

第15条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

X 監査課

1 指導監査について

法令に基づき、児童福祉施設、認定こども園（幼保連携型）、社会福祉法人に対して、施設・園・法人の運営状況について調査又は検査するとともに、必要な助言、指導を行うことにより施設・園・法人の適正な運営の確保等を目的として、指導監査が行われている。

法令	対象	目的
【児童福祉法第 46 条】	児童福祉施設	児童福祉法に基づき、児童福祉施設の運営状況について調査又は検査するとともに、必要な助言、指導を行うことにより、施設の適正な運営と利用者保護に寄与し、児童福祉サービスの向上を図ること目的とします。
【認定こども園法第 19 条】	認定こども園 (幼保連携型)	認定こども園法に基づき、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設として、園の運営状況について調査又は検査するとともに、必要な助言、指導を行うことにより、園の適正な運営と子どもの適切な処遇を確保することを目的とします。
【社会福祉法第 56 条】	社会福祉法人	社会福祉法に基づき、社会福祉法人（児童福祉に係る事業を行う法人に限る。）の運営状況について調査又は検査するとともに、必要な助言、指導を行うことにより、法人の適正な運営の確保等を図ります。

指導監査について必要な事項は、「横浜市こども青少年所管社会福祉法人等指導監査実施要綱」を定められ、指導監査の結果、文書指摘事項がある場合には、改善報告書の提出が求められており、指摘事項が改善されているか確認を行っている。

平成 28 年度指導監査で指摘事項(要報告事項)のあった施設について平成 29 年度指導監査の対象となっているかの確認を「平成 29 年度一般指導監査対象児童福祉施設・社会福祉法人」で行った。

指摘事項のあった 19 施設のうち、3 施設については「限定的かつ即時改善したため」平成 29 年度指導監査の対象外としている。

指摘事項のあった施設については、改善報告書提出状況(受領日・受領方法)及び確認資料等を一覧でまとめているが、上記 3 施設のうち 1 施設について、確認資料等に記載されている「理事会議事録」が保管されていない。

意見 26 「指導監査について」

施設の一般指導監査は、原則として 1 年に 1 回、前年度の指導監査結果等から特に問題がないと認められる場合は 2 年に 1 回とされており、前年度に指摘事項があった場合で、翌年度の指導監査の対象としない場合には、改善報告書に記載された改善状況を確認した資料を保管することが望ましい。